

A 品 目

前掲の如くである。

B 益金總額

三十六億九千百萬利（一九四〇年度豫算）

右の内煙草益金三十二億利を占む。

一〇 取引高税（賣上税）

伊太利に於ては、從來各種の取引高税を存し、其の制度は極めて複雑であつたが、一九三九年十月整理統一せられ、その面目を一新するに至つた。（一九四〇年一月一日施行）

(1) 課税対象

一切の取引に原則として賦課される。但し銀行預金、借入金、の辨濟等の資金の移動、配當金の支拂、賃金及び俸給の支拂、パン及び日刊新聞の賣上、輸出取引等は免税される。

(2) 税 率 百分ノ二

(3) 税 額 五十二億利（一九四〇年度豫算）

第三 佛蘭西租税制度

一 所得 税

A 所得税の體系

分類所得税——所得をその源泉に依つて七種に分類し、各々に對して課税す。

一般所得税——更に各種の所得を綜合して一般所得税を課す。

臨時國民稅

最近新設せられた特別稅。

家族補償稅

B 分類所得税

(1) 不動産税

(イ) 土地不動産税

課税標準——土地臺帳の賃貸價格より維持費其の他の經費として五分ノ一相當額を控除し、その殘額を五割増したるものを課税の基礎とする。

税 率——百分ノ一六



納税義務者——原則として土地所有権者(個人、法人を問はず)。例外として土地の用益権者も納税義務者とせられることがある。

免 税——物的及び人的の免税がある。

收 入——一九三八年度調定済収入額は二億七千七百萬法(フラン)である。

(ロ) 建物不動産税

課税物件——土地に固着せる建築物、建築物に附屬する土地、不動産と目すべき工業設備、商業用非耕地、廣告用地等。一時的な地上假設物は除くが、永久的に土地に附着せしめられたものは又は建築物と一體をなして居るものは含まれる。

納税義務者——建物の現實の所有権者、本税にも永久的免除と一時的免除とがある。

課税標準——建物臺帳記載の賃貸價格、普通家屋では百分ノ二五、工場では百分ノ四〇を減價償却費及び修繕費として控除した残額を課税所得とする。

税 率——百分ノ一六

(2) 商工業所得税

(イ) 課税物件——商工業所得。

(ロ) 納税義務者——佛國內で商工業を営む個人及び法人である。職人の所得も從來から商工業所得として課税せられる。鑛業所得も亦商工業所得税中に併合せられる。株式會社及び有限責任會社は、その目的の如何に拘らず、商工業所得税を賦課せられる。

(ハ) 課税標準——前年又は前事業年度の所得であつて、その總所得より一切の負擔、殊に營業用不動産の賃借料、所有不動産の純所得、各種商工業に於て慣習上一般に認められてゐる減價償却費、有價證券所得、企業の負擔する租税、直前五事業年度の繰越損失額其の他の經費等を控除したものを以て純課税所得とする。

(ニ) 税 率——百分ノ一六

個人又は合名會社の社員であつて純課税所得額が一萬法以下であるときは、税率を半減し、純課税所得額が五千法以下であるときは、特にその所得額の半額に對し税率を半減して課税することになつてゐる。

又鑛業所得に對しては、一六%の外、鑛業品の採掘量を標準として課税(例へば石炭一噸一法)し、その收入を縣、市町村に交付する。又小賣高百萬法を越ゆる物品の販賣業、取引高百萬法を越ゆる物品の販賣業、取引高百萬法を越ゆる銀行業、保險業等に付ては特別取引高税と稱する商



工業所得税の補完税を賦課せられる。税率は取引高に應じ超過果進となつてゐる。

(ホ) 扶養子女の控除

次のやうな子女輕減が認められる。

子女二人迄	一人に付	税額の百分ノ一〇
同三人目より	一人に付	税額の百分ノ三〇

但し一人千法を限度とし、且本控除は子女のみに適用せられるものであつて、その他の扶養家族を除外してゐることは注目すべきである。

(ハ) 税 額——三十三億八千八百萬法（一九三八年度調定済額）に達し、分類所得税中第二位を占めてゐる。特別取引高税は一億一千萬法（一九三六年度豫算）である。

(3) 農業所得税

(イ) 納税義務者——佛國內に於て農業を營む者。但し法人は假令農業所得者でも本税を課せられず總て商工業所得税を課せられる。

(ロ) 課税標準——原則として、實際の所得に依らず、不動産税の課税所得、即ち土地臺帳に記載せられた耕地の賃貸價格より其の五分ノ一相當額を控除したる殘額を五割増したるものを以て、

課税所得とする。

一九三六年十二月の改正に依つて右所得中八、〇〇〇法を越ゆる部分は課税標準額を二倍とすることゝせられた。かくの如く、認定所得を原則とするも、これに依り現實の課税所得以上の所得に課税せらるゝ者は、申請して現實所得に付課税を受けることができる。

又稅務署の側に於ても、認定課税所得が五千法を越ゆる場合に限つて現實所得が認定所得を越ゆることを立證し得るときは、現實所得に付課税し得ることゝなつてゐる。

(ハ) 税 率——百分ノ一六

(ニ) 控 除

(一) 基礎控除として所得二、五〇〇法の控除を行ふことになつて居り、二、五〇〇法を越え一〇、〇〇〇法に至る部分に對してはその半額に對して課税する。

(二) 扶養控除として、商工業所得税に於けると同様の税額控除がある。

(ホ) 税 額——約四千百萬法（一九三八年調定済額）。分類所得税中最少額である。

(4) 俸給等所得税

(イ) 課税物件——一九一七年の創設に掛り、官公吏、會社員、職工等の俸給、給料、手當、報



酬等及び恩給、終身年金より生ずる所得。

(ロ) 納税義務者——これらの所得を有する者。

(ハ) 課税標準——總所得中より

(a) 恩給基金に對する納付金(但し總俸給額の六%以内にして一萬法以内なることを要す)

(b) 社會保險掛金

(c) 職業上の必要経費(但し(a)(b)を控除した残額の一〇%、但し二萬法以内)を控除し、更に基礎控除として一萬法を控除したものを以て課税所得とする。

(ニ) 税 率——百分ノ八

一萬法乃至二萬法の部分は、その所得額を半減して税率を適用する。

(ホ) 扶養控除——左記の子女輕減が認められてゐる。(税額控除)

(a) 純所得二萬法以下の納税義務者

子女二人迄 一人に付税額の二〇%

子女三人目より一人に付 六〇%

(b) 純所得二萬法乃至四萬法の納税義務者

子女二人迄 一人に付税額の一五%

子女三人目より一人に付 四五%

(c) 純所得四萬法を越ゆる納税義務者

子女二人迄 一人に付税額の一〇%

子女三人目より一人に付 三〇%

但し以上總ての場合控除額は一人に付干法を限度とする。

(ヘ) 課税方法——一九三九年迄は前年の所得に對し賦課々税をしてゐたが、一九四〇年一月一日より源泉課税に改められ、雇主又は債務者に於て税金を控除留保して國庫に納入することゝなつた。但し雇主又は債務者が佛國外に居住する場合に於ては依然賦課々税が行はれる。

(ト) 租税收入——十二億三千八百萬法(一九三八年度調定濟額)

(5) 非商事的職業所得税

(イ) 納税義務者——自由職業その他、他の分類所得税を課せられない職業に従事する者、即ち本税を課せられる者は醫師、辯護士、教師、音楽家、美術家、著述家、辯理士、執達吏、公證人等である。

(ロ) 課税標準——原則として前年中の總收入から必要経費を控除した純所得であるが、文學的



乃至美術的作品の製作に従事し、年々一定した収入を得ないものは、前三ヶ年の平均収入より前三ヶ年の平均支出を控除したものを以て課税所得とすることができ、

(ハ) 税 率——右の純所得から基礎控除として、一萬法を控除し、その残額に對して百分の二六の税率を適用する。

(ニ) 家族控除——農業所得税及び商工業所得税と同様の税額控除が認められる。

(ホ) 租税収入——二億七千八百萬法（一九三八年年度調定済額）

(六) 有價證券所得税

(イ) 課税物件——各種の私法人、地方團體、佛國植民地、外國政府、外國の公私法人等の發行した各種債券及び株券より生ずる配當金、利子、年金その他の所得。

尙會社重役の報酬は俸給等所得税を課せられず、本税を課せられることは注目に値ひする。

(ロ) 課税方法——調定書の作成なく、被課税有價證券の發行者をして登録税廳に對して納付せしめ、發行者は證券所持人に對する利子又は配當の支拂を爲す際、これを控除する。

(ハ) 税 率

(a) 所持人式有價證券

株券債務共

一七%

(b) 記名式有價證券

株券債務共 (個人所有の場合)

一八%

株券債務共 (法人所有の場合)

二七%

脱税防止のため記名式有價證券に特典を與へてゐる。

(c) アボンネせられた外國有價證券

一八%——二七%

場合により税率を異にする。

(d) アボンネせられざる外國有價證券及び外國貨

二七%——三六%

場合により税率異なる。

(e) 會社重役報酬

三〇%

(ニ) 税 收 額——五〇億法（一九四〇年度豫算） 分類所得税中首位を占む。

(7) 債權・預金及び保證金所得税

(イ) 課税物件——有價證券より生ずる所得に對する課税との權衡を圖る目的を以つて、金錢債權、預金及び保證金より生ずる利子を課税物件とする。



(ロ) 課税方法——債務者がその支拂の際、税額に相當する部分を控除することにより、納税するものであつて、原則としてその利子支拂の翌月中に、住所地の登録税廳、公證人役場を假住所に選定した場合は、その假住所の登録税廳に納付するのであるが、債權を檢證した證書に、年數回利子支拂をなすべき旨の規定があるときは、右の納付は、毎年最後の利子支拂日の翌月中にこれをなすことができる。

(ハ) 税 率——百分ノ一八又は百分ノ二七

(ニ) 税 收 額——二億六千九百萬法(一九四〇年度豫算)

C 一般所得税

(1) 納税義務者

各種の源泉より生ずる所得を綜合して課税するものであつて、納税義務者は、原則として佛國內に繼續的に住居を有する個人である。

分類所得税に於ては、その所得の種類に依り課税標準算定の方法、基礎控除額、扶養控除額等を異にし、又税率を異にする場合もあるのであるが、本税に於ては各種所得に對し差別を設けず勤勞所得に對しても特別の輕減を認めない。

(2) 課税標準

前年度の所得總額より納税義務者の負擔に屬する債務利子、義務的且無償にして支拂つた年金、前年納付した直接税、社會保險負擔金、戰鬥員恩給基金拂込金を控除したものを採り次の諸控除をする。

(3) 扶養控除

左記の子女輕減を行ふ。(所得控除)

妻	五、〇〇〇法
鰥夫、寡婦にして遺子を扶養するとき	五、〇〇〇法
未成年の子女二人迄、一人に付	五、〇〇〇法
同第三子	一〇、〇〇〇法
同第四子より 一人に付	一五、〇〇〇法

但し課税所得年七萬五千法乃至十五萬法の者に對しては、右の控除額を五分ノ一だけ減額し、十五萬乃至三十萬法のときは五分ノ二、三十萬法乃至六十萬法のときは五分ノ三、六十萬法を越ゆるときは五分ノ四を減額する。



(4) 基礎控除

右の扶養控除を行つた残額より基礎控除として、一萬法を控除して課税する。

(5) 税率

課税所得(家族控除及基礎控除を行つた残額)

一〇、〇〇〇法以下

百分ノ一

一〇、〇〇〇法超え七〇、〇〇〇法以下

百分ノ一乃至百分ノ四

(一、〇〇〇法毎に一萬分ノ五を増す)

九二〇、〇〇〇法超え一、三二〇、〇〇〇法以下

百分ノ三六乃至百分ノ四〇

(一、〇〇〇法毎に一萬分ノ一を増す)

一、三二〇、〇〇〇法を超ゆるもの

百分ノ四〇

(6) 税入額

三十一億二千七百萬法(一九三八年調定済額)

二 家族補償税

A 課税目的

一九三九年七月公布せられた家族法典と稱する命令により人口増殖政策に要する支出を支辨せんが爲、從來三十歳以上の獨身者及び子女なき夫婦に課せられた一般所得税の増課に代るものとして新設せられたものである。

本税の適用範圍及び課税標準は、從來のものに比して著しく廣汎である。

B 納税義務者

獨身者、離婚者又は鰥夫にして子無き一般所得納税者。

C 税率

一般所得税の基本たる課税所得中

五萬法以下の部分

三%

五萬法超十萬法以下の部分

六%

十萬法超二十萬法以下の部分

九%

二十萬法超三十萬法以下の部分

一二%

三十萬法超五十萬法以下の部分

一五%



五十萬法超八十萬法以下の部分	一八%
八十萬法超	二〇%

又結婚後二年を経て子無き納税者に對しては、左の稅率に依る。

課稅所得中

五萬法以下の部分	二%
五萬法超十萬法以下の部分	四%
十萬法超二十萬法以下の部分	六%
二十萬法超三十萬法以下の部分	八%
三十萬法超五十萬法以下の部分	一〇%
五十萬法超八十萬法以下の部分	一二%
八十萬法超	一四%

但し子の死亡したる者(但し子の内一人が少くとも十六歳に達したるを要する)、特定の廢疾年金名義人、一人又は數人の子女を扶養する者、養子を爲した者等は免稅せられる。

### 三 御用商人稅

#### A 概 觀

本稅は一九三六年八月軍需工業利得稅との權衡上設定せられ、最初は一九三五年及び一九三六年の兩年に對する特別稅であつたが、其の後延長せられて現在に及んでゐる。軍需工業利得稅は後述の利得制限稅の設定と共に廢止せられた。

#### B 課稅物件

國、縣、市町村、公營造物、鐵道會社と締結せる契約、所謂御用契約の履行より生ずる利益。

#### C 課稅標準

御用契約より生ずる收入の企業總收入に對する割合を商工業所得稅の課稅所得に乗じて得た金額。

#### D 稅 率

一九三五年二〇%、一九三六年一〇%、一九三七年三〇%、一九三九年以降八%であるが、一九三八年以降は特に稅額を二五%増徴せられることになつてゐる。

最後に動員最初の日(一九三九年九月二日)以後の收益に對しては本稅を賦課しない。之は次の利



得制限税の賦課があるからである。

#### 四 利得制限税

##### A 概観

一九三九年三月、国防整備の本格化と共に同年四月国防關係取引の利得制限を行つたが、其の後九月第二次歐洲大戰の勃發と共に、右の利得制限を一切の取引に擴張した。従つて、第一次大戰の場合及び英・獨・伊の例と異り、今次の大戰に際しては戦時利得税は制定せられてゐない點に注目すべきである。

##### B 納税義務者

原則として商工業所得税を賦課せられる企業の全部。

但し民事取引のみを行ふ株式会社又は有限責任会社にして、その形態のみにより、商工業所得税を賦課せられるもの竝に職人及び之に類するものは特に免税せられる。

##### C 課税物件

取引を國家需要取引（國、縣、市町村等と締結したる取引及び同盟政府と締結したる取引）と通常

附錄

取引（その他の取引）の二種に區別し、その利得は大體に於て、商工業所得税に於ける所得と同一の原則により定める。

唯、不動産所得、有價證券その他の動産資本所得は、商工業所得税の課税標準より除外せられる限り、本税を適用せらるゝ利得には算入しないし、通常取引を營む企業が、外國、アルゼリー、佛國植民地、保護領等に對する輸出取引より得る利得も同様除外せられる。

#### 五 留保所得税

##### A 課税目的

一九三六年十二月の稅制改正法に依つて設けられた新稅であつて、會社の利益配當を獎勵して株主の利益を保護すると共に、利益の積立に依る資本の固定を防ぎ、その流通を助長することを目的としたものである。

##### B 課税標準

商工業所得税の課税標準たる純益金額に動産所得税及び不動産所得を加へた金額より株主に分配せられた金額を控除した殘額。



## C 税率

一九三七年一月一日以降株式会社又は有限責任会社の留保所得に對し百分ノ四（一九三八年度以降は税額を八%増徴する）。

## 六 臨時國民稅

一九三八年十一月十二日附緊急統令に依り一九三九年度に對し新設せられた臨時稅であつたが、その後延長せられた。左記二稅より成立つ。

A 個人及び法人の職業所得に對する課稅

(1) 課稅物件

商工業所得、農業所得、俸給、給料、年金、恩給等所得並に非商商事職業所得。

(2) 算定方法

各種分類所得稅の課稅標準の算定方法と同様である。

(3) 免稅點

農業所得では二千五百法、商工業所得、非商事職業所得、俸給、給料、年金、恩給等所得では七

千法（但し納稅者の扶養する第二子以上の子女一人に付二千法を増す）を免稅點とす。

更に俸給等所得が一萬法以下なる場合に於ては、七千法を越ゆる金額に付てのみ課稅する旨の特例がある。

(4) 稅率

原則として五%

現在軍務に服して俸給を受くる陸海軍人、兵役年齢に達せざるもの、現職の警察官吏、特定の船員等以外の男子に付ては戰時中一五%

B 個人の綜合所得に對する課稅

一般所得稅の稅額の三分ノ一に相當する額を徵收する。

## 七 生産稅

A 取引高稅から生産稅へ

一九一七年制定の支出稅に始る取引高稅（賣上稅）は、歳入上に寄與するところ甚大なものがあつたが、その負擔は必ずしも公平ではない。形式上は所謂流通稅に屬するも次々に轉嫁されて最後に消



費者の負擔となるため、實質は消費税の性質を多分に有し、且つ凡ての段階の取引に重複して課せられる結果、段階の相違によつて負擔の差異を來す缺陷をもつのである。

一九三六年に成立した人民戦線内閣は、税制改革の第一點として、取引高税を改正し、從來の凡ての段階に於ける取引に課する取引高税を廢して、原則として製造者の取引に對して課せられる生産税「一」を設置することとした。

而して一九三九年國防費の増嵩に依る財政需要に對應し、その財源として從來の取引高税に相當する租税が、軍備税として復活したこと後述のごとくである。

#### B 税 率 (二種)

(1) 九%税 製造者の販賣に課す。

(2) 三%税 その他の取引に課す。

#### C 九% 税

(1) 課税客體

(イ) 生産者又は製造者に依り行はるゝ卸賣取引、但し更に製造又は加工せずして轉賣する商人、又は消費者に對して行はれるものに限る。

(ロ) 輸入取引にして更に製造又は加工せずして轉賣する商人又は消費者に宛てられたもの。

(2) 課税標準

販賣價格 (運送費は控除される)。

輸入に付ては、貨物が税關に提出せられたときと場所に於ける税込價格。

(3) 納税義務者

(イ) 物品の製造者又は加工者、主たる業務として行ふと附隨業務として行ふとを問はない。

(ロ) 事實上、製造者に代つて物品を製造し又は加工する者。

(ハ) 右の行爲を第三者をして行はしめたる者。

(ニ) 物品を自己の名義を以て自己の商標を附して販賣する者。

(ホ) 輸入の場合にあつては、輸入申告者。

(4) 免 税

農業者に對しては本税を賦課しない。

パン、專賣品、新聞、肥料、牛乳、輸取出引等は、取引高税當時と同時に免税せられる。猶ほ免税範圍は従前の取引高税より幾分擴張せられた。



## (5) 徵稅方法

納稅義務者の申告に基き毎月徵收せられる。但し、製造者のみに課稅することゝしたため、從來の取引高稅に比し種々複雑な手續を必要とするに至つた。

## D 三 % 稅

## (1) 課稅客體

- (イ) 即時消費に關する取引 (例へば料理店等)
- (ロ) 役勞の給付及び一般に販賣以外の取引
- (ハ) 請負取引、不動産商の爲す取引
- (ニ) 古物(金銀細工品、寶石類)、骨董品、古本、蒐集品、油繪、水彩畫、彫刻等の販賣
- (ホ) 瓦斯、水、電氣配給事業に對する瓦斯、水、電氣の販賣
- (ヘ) 前二項の物品の輸入等
- (ト) 動物の飼料たる糖密及糖密製品の販賣及輸入
- (2) 徵稅方法、免稅——大體九%稅と同様。

附

錄 E 稅收額

百十七億七千三百萬法(一九四〇年豫算) 歲入上の地位は、取引稅と同様に依然重要である。

## 八 軍 備 稅

## A 取引高稅の復活

一九三九年四月、軍事及經濟上の戰備充實を目的とする國防全權委任法に基き新設せられたもので、その本體は一九三六年生産稅の新設と共に廢止せられた取引高稅の復活されたものである。

## B 課稅物件

原則として、轉賣のための買入又は商工業所得稅を賦課せられる職業に屬する行爲を常時又は隨時に行ふ者が、佛國內で行ふ取引に對し、賦課するものであり、その他輸入、共同購買組合等の團體の行ふ商品の引渡し、支店等に對する商品の引渡し等も課稅せられる。

而して、前者の場合では、商品又はサービスの代金を收受したるとき、後者の場合では、商品の通關又引渡しのあつたとき課稅される。

## C 免 稅

パン、人工を加へざる牛乳、新聞紙、國家の專賣品及印紙等の賣上、有價證券取引所取引稅を課せ



られる取引、輸出取引等は、課税を免除される。

D 税率 1%

E 徴税方法

納税義務者は毎月前月中に於ける課税取引高を申告し、且右の申告に依り納税しなければならぬ。唯毎月の税額百法に満たない者は三ヶ月毎に納税することができる。

F 税収額

七十億二十萬法（一九四〇年度豫算）

九 遺産取得税

A 課税標準

相続人の取得した財産、即ち資産より負債、醫料費、死亡者に屬する租税等を控除した額を課税標準とするが、戦死者の直系親族又は妻が相続する場合においては、右の外、三萬法、死亡者に遺見三人以上ある場合においては、三人の時遺産總額の二〇%、四人の時は五〇%、五人以上の時一〇〇%（三人以上の一人に付き三萬法を限度とす）を控除する。

附 録

B 税率

被相続人と相続人との親等の親疎に基き是を十階級に分ち、是に各階級に於て、遺兒數の多寡に依り、三或は四に區分し、總計二五の區分として各區分毎に、更に取得財産の多寡（各十三階級に區分）により、超過累進税率を適用する。

◎例

第一階級（直系卑屬一親等）の遺子三人以上の場合は、五千法以下の部分に對する百分ノ一より一億五千萬法を越ゆる部分に對する百分ノ四〇に達し、又、第十階級（五親等以上及び非親族間）の場合は、三二%から八〇%に至ることになつてゐる。

猶ほ一九三八年五月の緊急統令により、税額の八%を増徴せらる。

相続人、受贈者又は受遺者が相続開始の時、三人以上の子女を有する時は、

三人の時 二五%

四人の時 五〇%

五人の時 七五%

六人以上の時 一〇〇%



税額を控除する。(三人以上の子女一人に付五、〇〇〇法を限度とする)

相続人、受贈者又は受遺者が相続開始の時、三十歳以上にして子女無き時は、税額の一五%を増徴せらる。本税に於ては、税額最高限に関する規定がある。即ち、各取得者の負擔すべき遺産取得税は左の限度を超えることを得ぬものとせられてゐる。而して、無子者にして右の増徴を受ける者は此の制限も一五%擴張せられるのである。

直系親族及び配偶者間 一五%

傍系親族 四〇%

五親等以上の親族間及び非親族間 五〇%

C 税 收 入

二十二億三千七百萬法(一九四〇年度豫算)

右収入は一九二六年以降、煙草專賣益金其の他と共に、國債償還金庫に繰入れられることとなつた。

一〇 贈 與 税

錄 A 課税目的

相續税補完を企圖する。

B 税 率

親族關係の有無、親等及び移轉の法律上の性質に從つて異つて居り、直系卑屬に對する贈與に於ける最低三・二五%より五親等以上の親族間及び非親族間の贈與の最高五二%に至つてゐる。

C 免 税

公共團體に對する美術品の贈與並びに縣、市町村、慈善團體に對する贈與は免税される。

D 税 收 入

九千五百萬法(一九四〇年度豫算)

一一 運 送 税

A 課税の對象

本税は以前は鐵道運送税、鐵道類似運送税及び乗合車輛運送税の三者より成つてゐたが、一九三四年乗合車輛税は廢止せられたため、その運送税も廢止せられ、現在は前二者のみとなつた。尙一九三六年十二月の改正に依つて商品(貨物)に對する運送税は廢止せられ、商品の運賃收入には百分ノ三



の生産税が代つて課せられることになつた。

B 税率

(一) 鐵道運送税

A 大會社の經營に係る幹線鐵道

旅客、現金、犬又は手荷物

運賃の百分ノ一三

B 其他の幹線鐵道及び地方鐵道

旅客、現金、犬及び手荷物

運賃の百分ノ八・七

巴里市の高架又は地下鐵道並に運賃四法を超えない鐵道

運賃の百分ノ三・二五

C 一切の鐵道

運賃の全部又は一部を免除する切符に對し

免稅額の百分ノ一六・二

(二) 類似運送に對する鐵道運送税

佛國內に於て、有料にて行はれる旅客、手荷物、金錢及び犬の運送に對しては、運送方法の如何を問はず鐵道運送税を賦課する。

附 錄

C 稅收入

五千七百萬法(一九四〇年度豫算)

一一 有價證券移轉稅

A 課稅對象

有價證券の移轉に課稅す。

B 納稅義務者

有價證券の發行者。

C 徵稅方法

(一) 無記名式證券

移轉の事實を捕捉することが困難であるから、前年中に於ける平均價格を以て課稅標準とし、千分ノ四・三二の稅率(年稅)を課す。

(二) 記名式證券

原則として會社帳簿上に移轉の事實が記入せられたとき、實際の取引價格を標準として、千分ノ



六・五の税率を以て課税する。  
D 税 收 入

五億八千二百萬法（一九三八年度実績）

一三 消 費 税

(一) 酒 精 税

A 課 税 對 象

酒精、ブランデー、リキュール、ベルモット、その他飲料に供し得べき酒精含有飲料。

B 税 率

純酒精一ヘクトリットルに付

(一) 原則として

二、九〇〇法

(二) 但し自家用消費のもの、特定葡萄酒の原料たるもの、

一、五七〇法

香料及び醫藥品の原料たるもの

四〇〇法

(三) 附 加 税

(一リットルに付四〇〇瓦以下の砂糖を含む茴香を以て香を付した酒精含有飲料其の他の食慾増進飲料に對し課せられるもの)

又、輸入酒精は、燃料政策の見地から、政府の專賣とせられてゐる。

C 免 許 税

酒精含有飲料製造業は、免許營業であつて、その生産額の多少に依り、毎半年免許税（九〇法

—四二〇法）を課せられる。

D 税 收 入

十六億八千三百萬法（一九四〇年度豫算）

消費税中最高に上つてゐる。

(二) 葡 萄 酒 其 他 に 對 する 税

A 課 税 對 象

葡萄酒、林檎酒、梨酒、蜂蜜酒に對して課せられる。

B 税 率

一ヘクトリットルに付



(一) 原則として

葡萄酒

三五法

林檎酒其の他

一八法

(二) 但し

(イ) 生産人の自家用消費に供する粗製葡萄酒

(ロ) 生産人又は生産人組合に依り生産地より直接に、且つ仲介なく飲料商に非ざる個人に

發送せらるゝ

一二法七〇

葡萄酒

一一法四〇

林檎酒其の他

C 稅 收 入  
十四億四千六百萬法(一九四〇年度豫算)

(三) 麥 酒 稅

A 課 稅 標 準

原料液の容積と比重とを課稅標準とす。

B 稅 率

原料液 一度ヘクトリットルに付

四・四〇法

(自家用消費に供する爲に製造せられるものは免除せられる)

C 稅 收 入

一億七千六百萬法(一九四〇年度豫算)

(四) 砂 糖 稅

(イ) 消 費 稅

精製糖及粗糖 實重量一〇〇斤に付

一六三法

氷 糖

一七四法四〇

原料粗糖 含有精製糖の推定重量一〇〇斤に付

一六三法

(右は何れも製糖工場より搬出の際納付すべきもの)

(ロ) 精 製 稅

精製糖の實重量又は含有精製糖の推定重量一〇〇斤に付 一二〇法

(原料糖を精製糖工場に搬入の際、その含有精製糖の推定重量により暫定的に課稅標準の査定)



を受け、毎月納税の義務を負ふ。課税標準の最終的決定は精製糖工場に於ける年度末棚卸の  
際となる)

(ハ) 監視税

本税は、元來、精製糖を課税物件とするものである。従つて、精糖工場より搬出の際、課税す  
る譯であるが、實際の取扱に於ては粗糖の精製糖工場への搬入の際、含有精製糖の推定重量に依  
り課税する。税率は精製糖の推定重量一〇〇斤に付き三〇センチムである。

(ニ) 特別附加税

以上三税の外、次の特別附加税がある。

(一) 葡萄酒を原料とする食慾増進劑及び其の類似品の製造用

に供せられたる砂糖に對し 一〇〇斤に付 三二四法

(二) 混成葡萄酒の製造用に供せられる砂糖に對し

精製糖の實重量一〇〇斤に付 二〇〇法

(ホ) 税 收 入

十七億三百萬法(一九四〇年度豫算)

(五) 鹽 税

A 税 率

百斤に付

九十法又は九十二法

但し、輸出鹽及農業、工業用又は鹽漬用に使用せられる鹽は免税せられる。

B 税 收 入

一億七千三百萬法(一九四〇年度豫算)

(六) その他

礦水税、骨牌税、油類税、シユレ及び其の他のコーヒー代用品税、ワユリン税、酢税等。

一四 專 賣

(一) 煙 草

專賣收入 五十五億九千八百萬法(一九三九年度實績)

國債償還金庫の財源に充當せられてゐる。

(二) 燐 寸



專賣收入 二億六千二百萬法（一九三九年度實績）  
 (三) 火 藥（軍事上の必要に基く）  
 專賣收入 二千二百萬法（一九四〇年度豫算）

第四 英國租稅制度

一 所得稅

(一) 所得稅の體系

普通稅と附加稅とよりなる。

(二) 普通稅

(1) 普通稅の所得の種類

- A種 不動産（土地、建物）の所有によつて生ずる所得
- B種 土地の占有によつて生ずる所得
- C種 公債の利子所得

D種 商工業所得及び其の他の所得

E種 勤勞所得

(2) 算定方法

A種の所得

課稅客體 英國内における土地、建物の所有から生ずる所得。

課稅標準 賃賃價格により定む。賃賃價格は現に賃賃してゐるものに付てはその賃賃價格に依り、然らざるものには、認定賃賃價格に依る。この賃賃價格より一定の修繕費、租稅等を控除した殘額を所得とする。（英國に於て一名財産稅の稱があるのはこの故である。尙この課稅標準たる賃賃價格は五年毎に改訂することになつてゐる。）

B種の所得

課稅客體 土地の利用によつて生ずる所得で、主として農業所得である。

課稅標準 この種の所得は、A種所得に付調査した賃賃價格を以て所得額とするが農耕地以外に付ては、その三分の一を以て所得額とする。但し特別の場合にはD種所得として課稅せられる。



## C種の所得

課税客體 英國内に於て支拂はれる英本國、其の植民地又は外國の公債利子。

## D種の所得 (次の六種に分類される)

- (a) 商工業所得
- (b) 自由職業其の他の職業より生ずる所得
- (c) 源泉課税を受けざる利子所得
- (d) C種に屬せざる外國證券より生ずる利子所得
- (e) 植民地及び外國より生ずる所得
- (f) 其の他の所得

この種の所得は、原則として前年度の實績を基礎として算定せられる。必要経費の控除を認め、殊に商工業所得にあつては營業用機械等の減價償却、回收不能債權、保険料、盜難等に依る損失、醫療費等の控除を認められる。

## E種の所得

課税客體 一切の雇傭勤務に基く勤勞所得

課税標準 原則として前年度實績に依る。必要経費の控除は認めるが、通勤費は必要経費とみない。

以上の如く、それ／＼異つた方法に依つて計算せられた各種所得の合算が、所謂綜合所得となる。

## (3) 税 率 一磅に付一〇志(五割)

毎年財政法によつて定められるが、現行標準税率は一九四一年のものである。

## (4) 人的事情の控除

- (a) 獨身者 八〇磅(一九四一年改正前一〇〇磅)
  - (b) 夫婦者 一四〇磅(同右一七〇磅)
  - (c) 勤勞所得 所得の十分の一を控除す。
- 但し、控除の最高額は一五〇磅とす。

## (一九四一年改正前六分の一、二五〇磅)

尙、妻の勤勞所得に付ては、最高控除額八〇磅の制限内に於て所得の五分の四相當額。

## (a) 扶養子女 各一人に付五〇磅



この外家族関係を考慮した詳細な規定がある。

この控除(C)の勤勞所得とは、我が國に於けるよりもその意味が廣く、E種は勿論、耕作所得、營業所得又は自由職業所得等B種、D種に屬する所得をも包含する。

(5) 課税所得の算定

右各種の控除を行ふに當つては、勤勞所得控除を先にする。綜合所得より勤勞所得控除を控除した残額を Assessable income と稱し、このアセットアップル・インカムから更にその他の人的控除を行つたものが、所謂課税所得 Taxable income になる。

この課税所得の最初の一六五磅に對しては、一磅に付六志六片(三割二分五厘)の税率を適用する。

(6) 免税點の新設

従來は免税點を直接に規定した條文は存在せず、單に控除規定の結果として、課税所得が零となる場合が免除せられてゐたが、一九三五年に免税點を新設し、現在一一〇磅となつてゐる。

尙一九四一年に於ける獨身者、夫婦者及び勤勞所得の控除額の引下げに依る増徴額は納税者の國に對する債權として戦後拂戻すことになつてゐる。

右の免税點新設に伴ひ、免税點を僅かに超える所得者に對して酷となる結果を緩和するため特別の處置が規定せられてゐる。

(7) 源泉課税主義

英國では所得税は出来る限り源泉に於て課税する方針を採つて居り、例へば、土地所得に付ては賃借人をして、利子所得に付ては債務者をして、支拂はしめることゝしてゐる。

毎年度に於ける源泉課税額は總額の五〇%に上つてゐる。

源泉に於て所得税を代納したるものは、所得者に對して支拂をなす際、右所得税額を控除することゝなつてゐる。この場合に於ては、先づ普通税率に依つて算出したる金額を控除し、後に至り各人をして、その總所得及控除を受くべき金額を申告せしめ、これに基いて清算を行ひ、剩餘あるときは、これを還付することゝなつてゐる。

各種所得に對して源泉に於て課税する際には、人的事情に對する斟酌は行はれないため、物税乃至收益税的色彩が濃厚であるか、後に各人の申告に基いて、これが綜合せられ、人的事情に基く控除が行はれるに至つて、初めて人税的の機能を發揮することゝなるわけである。(一九三五年度の拂戻金額は徴收總額の一八%に上る)



## (三) 法人に對する課税方針

英國では法人は我が國及び獨逸に於ける如く完全なる獨立の課税主體として認められてゐない。法人もその利益に對し普通所得税を課せられるが、法人より受けた配當所得に對してはその受領者が法人たると個人たるとを問はず、更に普通所得税を課することをしない。法人の利益に對する課税を以て、配當所得に對する源泉課税が行はれたものとせられる。従つて結局、法人が自己の負擔として課税をうけるのは留保所得に對してのみである。然も留保所得と雖も將來配當せられる場合に於ても、再び普通所得税を課せられることがないから、究極に於ては、法人を以て獨立の課税主體と見ない建前を採つてゐるものと謂ひ得やう。

但し個人であれば配當所得に對しても、累進税たる附加所得税の課税はうくるものであることを注意すべきである。然るに、留保所得に對しては、比例税率たる普通税を課せられるのみであるから、累進課税の適用を免れんとする者があるので、一九二二年の財政法により同族會社に對しては特別の累進課税を行ふことになつた。

## (四) 附加税

## (I) 沿革

大所得重課の目的を以て一九〇九年、時の藏相ロイド・ジョージの創設したもので、元來超過所得税と稱せられてゐたが、一九二九年度より附加税と改稱された。

## (2) 課税客體

綜合所得の總額二、〇〇〇磅（一九四二年度一、五〇〇磅）を超える個人所得者に對して、普通所得税の外に、累進税率に依つて課税する。

人的事情に基く控除はこれを認めない。

## (3) 税率

二、〇〇〇磅を超え二、五〇〇磅に至る所得

金額 一磅に付 二志（二割）

二〇、〇〇〇磅を超える金額（最高）

一磅に付 九志六片（四割七分五厘）

この結果、二〇、〇〇〇磅を超える所得の實際負擔税率は、普通税と合し、一磅に付一九志六片（九割七分五厘）の高率に達する。

## (五) 稅收入



普通税及び附加税合計 八億四千四百萬磅（一九四一年度実績）  
租税收入總額の四割三分を占める。

### 二 國防税

#### A 課税客體

一九三七年財政法の創設に係り、一九三七年四月一日より一九四二年三月三十一日に至る五ケ年間、商業、企業より生ずる利益に對して課税する。

#### B 利益の計算

所得税と同様の方法

#### C 税率

法人 五%  
個人又は組合 四%

#### D 免税點、控除

利益二、〇〇〇磅以下の場合

免税

利益二、〇〇〇磅を超え二二、〇〇〇磅以下の場合

利益と二二、〇〇〇磅との差額の五分の一を控除

#### E 收入額（一九四一年度）

二千八百八十八萬磅

### 三 超過利得税

#### A 沿革

一九三九年財政法に依り、軍需會社の利潤抑制の意圖を以て三ケ年の期限付で臨時的に設けられ、軍需利得税が第二次歐洲戰の勃發と共に擴大改稱せられたるものである。

#### B 課税客體

一切の商業及び企業に對し標準利得（一九三五年及一九三七年の平均所得、一九三六年及び一九三七年の平均所得中より納税者が選擇權を有する）を超過する超過利得に對し一〇〇%の税率に依り課税する。

但し一九四一年四月の提案に依れば、内二〇%は戰後の復興に充つる爲戰後納税者に拂戻することゝなつてゐる。

#### C 國防税と選一的

一九三六年七月以降開業したるものに付ては、運用資本額の八%（會社）又は一〇%（個人）を標準所



得とする。尙本税は國防税と選一的のものであり、兩者を比較して多額なる一方を賦課せられる。  
D 稅收額 (一九四一年度) 二億四千七百萬磅

四 相續稅

(一) 相續稅の體系

相續稅は遺產稅と遺產取得稅とに分たれる。遺產稅が重要な地位を占め、遺產取得稅は是を補完する地位にある。

(二) 遺產稅

課稅客體 死亡を原因とする財産の移轉に對して賦課せられるものであつて、その財産は、動產たると不動產たるとを問はず、又、財産中には、保險金及び死亡前三年以内の贈與を加算し、これより葬儀費、債務等を控除する。

財産價格の計算は時價に依るのを原則とする。

稅率 死亡者と相續人との間における續柄の親疎に關係なく、専ら相續財産の價格に基いて累進率を適用する。

現行制度の下に於ては、一〇〇磅を免稅點とし、一〇〇〇磅を超え五〇〇磅以下に對する百分の一より最高二、〇〇〇、〇〇〇磅を超えるものに對する六五%に至つてゐる。

(三) 遺產取得稅

課稅客體 遺產を現實に取得したる者に對して、その收得財産に賦課される。  
稅率

受益者の死亡者に對する親疎に依つて異り、次の如く定められてゐる。

- 第一類 配偶者及び直系親族 百分の一
- 第二類 兄弟姉妹及び其の直系卑屬 百分の五
- 第三類 其他の者 百分の一〇

課稅に當つては、動產と不動產とに付て夫々適用法規を異にし、別々に課稅せられる。

免稅點

動產及び不動產が各々價格一〇〇磅に満たぬとき、遺產稅の賦課をうくべき遺產額が一、〇〇〇磅を超えぬときは、課稅しないことになつてゐる。

第一類の相續人たる配偶者及び直系親族に付ては、受益額一、〇〇〇磅以下であるとき、又は



遺産總額一五、〇〇〇磅以下であるときは課税しない。

寡婦及び未成年の子女に付ては、受益額二、〇〇〇磅以下のときは、同様課税しない。

(四) 税 收 入

九千八十萬磅(一九四一年度実績)

五 地 租

A 税 率

沿革極めて古く、既に一六九二年に現はれて居る。幾多の變遷を経て、現在の税率は貸賃價格一磅に付一片乃至一志である。

B 免税及び控除

一六〇磅以下の所得者には免税し、四〇〇磅以下に對しては、税率を半減してゐる。

六 鑛 業 權 税

附 錄 A 課 税 標 準

四 各 國 租 税 制 度 概 要

鑛業權の貸賃價格。

B 税 率

百分の五

C 税 收 入

地租及び鑛業權税の合計七五萬磅(一九三六年度豫算)である。

七 消 費 税

(一) 酒 精 税

A 課 税 對 象

麥酒及び甘味酸酵飲料を除く一切の酒精及び酒精含有飲料。

B 税 率

酒精一ブルーフ、ガロンに付、六磅一七志六片の高率である。

D 納 税 義 務 者

酒精製造業者



## D 免許税

製造に従事する者は免許をうけることを要し、其の際免許税を課せられる。

## E 税 收 入

三千九十萬磅（一九四一年度実績）

## (一) 麥 酒 税

## A 納税義務者

麥酒醸造業者であつて、醸造業を営む爲には免許を要し、本税の外に免許税を課せられる。

## B 税 率

比重一、〇二七度の麥芽汁三十六ガロン（一樽）に付五磅一八志一片五とし、一、〇二七度を超えるものに對しては、一度毎に四志四片五を累加することゝなつてゐる。

## C 税 收 入

一億五千七百萬磅（一九四一年度）

消費税の主位を占む。

## (三) 娛 樂 税

## A 課税客體

競技、映畫、其の他の興行であつて、入場料を徴收するものに對して徴税せられる。

## B 免 税

慈善教育及び少年の爲にする興行、營利のみを目的とせず、教育科學又は國粹娛樂再興の爲に設立せられた團體の營む興行は免税せられる。

入場料一人に付三片以下の興行に對しては課税せず。

## C 納税義務者

入場料の支拂者であつて、印紙の貼用又は政府發行の切符の使用によつて納税すべきものとなつてゐる。

## E 税 收 入

一千五百九十萬磅（一九四一年度）

## (四) 燐寸税及び點火器税

## (イ) 燐 寸 税

燐寸製造業者は先づ免許をうけることを要し、免許税を課せられる（一年に付一磅）。納税義務



者は製造者であつて、税率は一本乃至三〇本入十函に付一六志である。

(ロ) 點火器

點火器一個に付二志六片。

(ハ) 稅收入

兩稅の收入合計 四百七十七萬磅(一九四〇年度)

(五) 其の他の消費稅

以上の外、主要なる消費稅は次の如くである。

稅種	收
國產葡萄酒稅	一、二一八千磅
食卓用飲料稅	二〇八
砂糖、糖蜜、葡萄酒、サツカリン稅	九、三二一
絹及び人絹稅	九〇七

八 仕 入 稅

A 課稅客體

課稅商品の年賣上高が二千磅を超える卸賣業者又は製造業者を登録し、課稅品が右の登録卸賣業者又は製造業者より小賣業者に卸賣せらるゝときを捕捉して、卸賣價格を課稅價格として課稅する。故に、卸賣業者又は製造業者が轉賣の目的にて又は自己の製造原料として課稅品を購入する場合には課稅されない。

B 納稅義務者

納稅義務は商品の引渡に依り發生し、納稅義務者は賣手即ち卸賣業者又は製造業者。

C 課稅品目

特定の商品、即ち被服、履物、織物、陶磁器、家庭用及び事務用家具及び什器、トランク類、寫眞器、樂器、時計、玩具、運動具、寶石、小間物、化粧品、文房具、繪畫、車輛、藥品等。

D 稅率

卸賣價格の三分の二、三分の一及び六分の一との三段階に分れて居り、前記課稅商品は全體一般稅率の適用をうける。毛皮製又は絹製以外の被服、履物、臺所用陶磁器類、家庭用鍋釜類、藥品藥劑は最低稅率の適用をうける。



一 免税品 兒童用被服（毛皮製絹製以外の）及び履物、衛生用陶磁器、箒、ブラシ、盲人用レコー  
 ド、特に高價なる必要藥品、自動車等。輸入品にして登録卸賣業者の手を經ない場合は、特に國內の  
 使用に向ける場合に限り、國內使用の爲に之を販賣する者を納稅義務者として課稅する。  
 E 稅收額（一九四一年度）九千八百萬磅

第五 米國租稅制度

一 個人所得稅

A 所得稅の構成

個人所得稅は普通所得稅と附加所得稅とより成つて居る。各個人の所得に對し、まづ普通所得稅を  
 課したる後、各種所得を綜合して更に累進稅たる附加稅を課することになつてゐる。

附 B 課稅客體 純所得

純所得とは、總所得より必要經費其の他を控除したものである。

總所得の内には、俸給、賃銀・其の他の勤勞所得、營業所得、自由職業所得、貸金利子、賃借料、

配當金等は勿論のこと、動産、不動産の何れたるを問はず、その賣却、其の他の處分に依る利益の如  
 き一時的所得も包含せられる。

右の例外として、死亡に因る生命保險金、贈與又は遺贈に因る財産取得、州、屬領その他特殊の公  
 法人の公債利子、國債利子（多少の例外あり）、傷害又は疾病を原因とする損害補償金、合衆國外の源  
 泉より生ずる所得等は總所得に算入せられぬことになつてゐる。

純所得は、右の總所得より必要經費、債券利子、租稅（但し所得稅、戰時利益稅、超過利得稅、相  
 續稅等を除く）、營業上の損失、投機上の損失（但し利益の範圍内に限る）、資本財産の賣却又は交換に  
 因る損失、減價償却、慈善的寄附、債權回收不能に因る損失等を控除したものである。

C 特別控除

(I) 人的控除

(イ) 最低生活費の控除

獨身者

五〇〇弗

家長又は夫婦者

一一〇〇弗

(ロ) 扶養家族控除



一八歳未満の者又は精神的若は肉體的缺陷の爲自活能力なき者

一人に付 三〇〇弗

(2) 勤勞所得控除其の他

勤勞所得控除 勤勞所得の一〇%

但し、純所得三、〇〇〇弗以下なるときはその全額、三、〇〇〇弗を超えるときは三、〇〇〇弗迄を勤勞所得と看做することとなつてゐるが、一四、〇〇〇弗を超える部分に付ては勤勞所得と雖も控除を行はなす。

右の特別控除の内、(1)は普通附加兩所得税を通じて認められるが、(2)の控除は附加所得税に於ては認められない。

D 税 率

普通所得税

四%

附加所得税

最低二、〇〇〇弗以下 一三%  
最高五、〇〇〇、〇〇〇弗を超える部分 八二%  
随つて普通税と附加税と合すると最高八六%、戦勝税を加算すると、最高九一%といふ高率であ

る。ルーズヴェルトの急進政策の現はれとして、所謂「富の再分配案」の一端と稱せられる所以である。

「特」個人選擇所得税 (Optional Tax)

A 普通所得税と選擇關係

個人所得者の所得三千弗以下にして、その所得が俸給、賃金、個人的サービスに對する報酬、配當金、利子、地代、年金若は使用料等より成るときは、納税者の選擇により普通所得税に代へ納付することを得る。(選擇の方法に關し詳細なる規定あり)

B 税 率

税額は左表のごとくで、扶養家族を有する納税義務者にあつては、總所得より扶養家族一名に付三〇〇弗を控除して適用する。

總 所 得		納 税 者	
一弗—	七五〇弗	家長ならざる獨身者	〇弗
七五〇弗—	七七五弗	家長若は婚姻者	〇〇弗



總 所 得	七七五弗	八〇〇弗	八〇〇弗	八二五弗	八五〇弗	八七五弗	八七五弗	九〇〇弗	九二五弗	九二五弗	九五〇弗	九五〇弗	九七五弗	一〇〇〇弗	一〇二五弗	一〇〇〇弗	一五〇〇弗	一五二五弗	一五二五弗
納 税 者	二弗	三弗	五弗	七弗	九弗	一一弗	一四弗	一六弗	一八弗	二〇弗	六三	六五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
納 税 者	二弗	三弗	五弗	七弗	九弗	一一弗	一四弗	一六弗	一八弗	二〇弗	六三	六五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
納 税 者	二弗	三弗	五弗	七弗	九弗	一一弗	一四弗	一六弗	一八弗	二〇弗	六三	六五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

家長ならざる  
獨身者  
納 税 者  
家長若は婚姻者

二 戰 勝 稅

A 課稅の目的

低額收入者の餘剩購買力の吸收を目的として創設され、一九四三年一月一日より實施せられた。

B 納稅義務者 個人

C 徵收方法 源泉課稅

D 稅 率

一週十二弗(年收六百二十四弗)以上の個人所得(勤勞所得、配當、利子、家賃、地代、諸利益等)に對し一率に百分の五の稅率を以て源泉課稅を行ふ。

右徵稅額の内、一定額は戰後、納稅者に拂戻すことになつてゐる。

二〇〇〇弗—二〇二五弗	(中 略)	一〇六	三九
二五〇〇弗—二五二五弗	(中 略)	一五〇	八二
二九七五弗—三〇〇〇弗	(中 略)	一九七	一二三



## 三 法人所得税

法人に對しては、普通所得税の外特別の附加税がある。

## A 普通所得税

## (1) 普通所得の算定

大體に於て、個人の場合と同様であつて、總所得から一定の控除を行つて得られたる純所得に對して課税する。

法人が他の内國法人より受くる利益配當は、從來、重複課税を避くるため、その全額を課税所得より控除せられた。然るに、最近一九三五年の歳入法に依つて、配當所得の五%を控除した残額を控除所得とし、更に一九三六年の歳入法に於ては、一五%を控除した残額を課税所得より控除することに改正された。これは法人を以て獨立の租税主體とする建前に一歩近づいたものであるが、個人の場合に全額課税するのと比較すると、法人の場合は尙、右の建前を完全につらぬくものといへなく。

## (2) 税率

從來、比例税率であつたが一九三五年歳入法に依つて、初めて累進税率が採用せられた。尤も、この法人の普通所得に對する累進税率は議會でも異常な問題を捲き起したが、その後改正され、最近では後述のごとく極めて少所得のものに對して其の痕跡を残してゐる。

(イ) 普通所得税純所得二萬五千弗を超ゆる法人普通所得税純所得「調整純所得(純所得より合衆國、國家機關會社の債務利子を控除したるもの)より他の法人より受領したる配當の八五%を控除したる額」の 二四%

(ロ) 普通所得税純所得中五千弗以下の法人 一五%

五千弗超二萬弗以下の部分 一七%

二萬弗を超ゆる部分 一九%

外國法人、相互投資會社等に對しては特別の規定がある。

## (3) 免稅法人

勞働組合、相互貯蓄銀行、慈善・科學・文學・教育等を目的とする團體、農業關係の特定法人等營利目的を有せぬか、或はその目的を有してゐても、附隨的であつて比較的色彩稀薄のもの。



## B 法人附加税

## (1) 国防税廢止に代り創設

一九四一年歳入法により国防税の廢止に代り創設せられたもので純所得に賦課する。

## (2) 税率

二萬五千弗以下のものに對し

一〇%

二萬五千弗を超ゆるものに付ては二千五百弗に二萬五千弗を超ゆるものを加へた

一六%

る額の

## C 不當留保所得附加税及び人的特殊會社附加税

個人と法人の間に於ては課税方法を根本的に異にする爲、同族會社等の中には、不當に留保を多くして、個人附加税の累進率の適用を免れんとするものがある。そこで、これらの同族會社に對しては、更に高率の附加税が課せられる。不當留保所得附加税及び人的特殊會社附加税がこれである。

## 四 法人に對する特別税

法人に對しては、次の二税が課せられる。

## A 資本株式税

一九三三年産業復興法に依つて新設せられ、禁酒法確定と共に、一旦廢止の筈であつた處、一九三四年歳入法に依り永久法として維持せられることとなつたものである。

課税標準は資本の調整申告價格であつて、税率は右價格一〇〇〇弗に付一弗二十五仙である。

## B 申告價格超過利得税

一九三三年産業復興法に依つて新設せられ、資本株式税と共に廢止せらるべき運命にあつたが、その繼續確定に伴ひ、本税も亦繼續せられることになつた。

法人の純所得が、直前の課税年度末現在の資本の調整申告價格の一〇%を超え、一五%以下の部分に對し、六六%、一五%を超える部分に一三・二%の累進税を課するものであるが、要するに、本當に資本金額を縮少して、資本株式税の輕減を圖るものに對する防止手段である。

## 五 綜合課税主義と自己賦課制度

## A 綜合課税主義の徹底

米國所得税を通觀して感ずることは、綜合主義の徹底といふことである。現在、歐洲諸國に於ては



可及的に相當の源泉課税主義を採り、殊に英、佛、獨の如きは源泉に依つて、所得を分類する主義を採つてゐるが、米國では、殆んど斯様なことがない。尤も所得源泉に依り分類の方法を形式上一應は採つてゐるが、これは單に納税者の申告の便宜に資する爲のものであつて、源泉課税の目的のためではない。

現在行つてゐる源泉課税は、不在外國人に支拂ふ所得とか、特定債券の利子位のものにすぎない。

#### B 自己賦課制度

米國所得税の特徴として、「自己賦課」の制度がある。この制度に依れば、申告義務者は税法の規定に基いて、自ら課税所得額及び税額を算出し、申告の際（又は年四期）に納付せねばならない。

政府は、三年間の審査期間内に於て、納税者の申告を精査し、正確な納税額を決定し、過不足の追徴又は拂戻を行ふのであつて、納税者の「自己賦課」は、政府の決定に依る正式の賦課でないことはさふまでもなく。

以上、綜合主義の徹底といひ、自己賦課の制度といひ、何れも米國の自由主義的乃至個人主義的思想を色濃く反映してゐるものといふべきであらう。

### 六 所得稅收入

個人所得稅、法人所得稅及超過利得稅總計二十一億千五百八十萬弗（一九三六—四〇年度實績）に上つてゐる。

### 七 超過利得稅

#### A 課稅客體

原則として一切の法人に對して一九四〇年一月一日以降開始する課稅年度に付賦課せられるのであつて、法人所得稅を免除せられる法人、人的持株會社、相互投資會社等に對してのみ免稅する、

#### B 課稅標準 調整超過利得純所得

調整超過利得純所得は、普通所得稅純所得に多少の調整を施したるものを超過利得純所得とし、之より次の控除をなしたる額とする。

#### (1) 超過利得控除

基準年度（一九三六年三七年三八年）の平均所得の七五%に資本の増減を加味したる額か、拂込



資本五百萬弗以下に付ては拂込資本額の八%、五百萬弗を超ゆるものに付きては四十萬弗と五百萬弗の超過額の七%に等しき額を納税者に於て選擇したるもの。

(2) 特別控除額 五千弗

(3) 當該課税年度の前二年度の超過利得控除額の未使用部分

C 税率

最低二萬弗以下の部分に對し

三五%

二萬弗を超え五萬弗以下の部分

四〇%

より、順次、

五〇%、五五%となり

最高五千萬弗を超ゆる部分に對して

六〇%

であつたものが、一九四二年度の大増税に依り、一率に九〇%の税率に依り賦課せらるゝこととなつた。尤も、内一〇%は戦後拂戻することとなつてゐる。

D 其他

超過利得税の申告、賦課、徴收等に關しては原則として全く所得税の規定が準用せられる。

八 相續税及び贈與税

(一) 相續税

(A) 課税對象

死亡者の總遺産より一定の控除を爲した純遺産に對して課せられるが、純遺産額は原則として、死亡者死亡の際に於て、その所有に屬した合衆國內に存する總ての不動産及び所在の如何を問はず、有體無體の動産の死亡當時に於ける價格に依り決定せらる。

尙、死亡者がその死亡前二年以内に五、〇〇〇弗を超える贈與其他の移轉を爲したときは、その超過部分は原則として「死亡を豫期した移轉」として總遺産中に加算せられる。

B 控除

右總遺産中より行ふ控除として、主なるものは、葬儀費、遺産管理費、遺産に對する諸請求權、財産税及び聯邦所得税(死亡者の生存中得た所得に對するもの)、合衆國、州、屬領、又は宗教、慈善、科學、文學、教育等の目的のために設立せられた法人に對する遺贈等である。

C 州税等の控除



實際の納税に當つては、總遺産中に包含せられた財産に付、州、屬領又はコロンビアに對し、現實に支拂つた相続税（遺産税、遺産取得税、其他名稱の如何を問はず）を聯邦遺産税の八〇%を超えぬ範圍内に於て控除することを許されるが、一九三二年以來の増税部分に對しては控除を認められてゐないことになつてゐる。この州税等の控除規定全廢は、久しき間の懸案となつてゐる。

## D 基礎控除

四〇、〇〇〇弗

## E 税率

純遺産最初の五、〇〇〇弗以下に對する三%に始まり、一〇、〇〇〇、〇〇〇弗を超える部分に對する七七%に及んでゐる。

## (二) 贈與税

## A 課税對象

贈與は如何なる形式を採るを問はず、直接、間接の區別なく、又贈與の客體が動産たると不動産たると、有體物たると無體物たるとを問ふことなく、課税される。

## B 純贈與額

遺産税の場合と同様、總贈與額より一定の控除を行つて得た純贈與額に對して、課税するが、先づ各贈與一件毎に、最初の四、〇〇〇弗を控除し、然る後、その總額より一定の控除（慈善、公共、教育、宗教上の贈與、出征軍人團體に對する贈與等）を行つた後、更に、四〇、〇〇〇弗を控除した殘額が、所謂純贈與額となる。

## C 税率

純贈與額中最初の五、〇〇〇弗以下に對する二・二五%に始まり、一〇、〇〇〇、〇〇〇弗を超える部分に對する五七・七五%に至る。

## (三) 稅收入

遺産税及び贈與税兩税の收入は三億六千七萬弗（一九三九—四〇年度實績）である。

## 九 消費稅

## (一) 酒稅

## A 稅率



蒸溜酒精 一ブルーフガロン又は一ワインガロンに付 (一九四二年政府原案) 六弗  
 ブランドー 六弗( )  
 麥 酒 三ーガロン(一樽に付) 八弗( )  
 非沸騰性葡萄酒 最 低 一ワインガロンに付 一五仙( )  
 最 高 一弗( )

沸騰性葡萄酒 人工のもの 半ポイント又はその端數に付 五仙( )  
 其の他 一〇仙( )

B 稅收入

六億二千四百六萬弗(一九三九—四〇年度)

(二) 煙草稅

A 課稅對象

葉卷(太、細)、紙卷(太、細)、嗅煙草、嚼煙草、其の他

B 稅率

稅額の約八〇%を占める紙卷(細)に對するものを見ると次の如くである。

一〇〇〇本に付

重量三封度以下のもの 千本に付 一〇仙品種 (一九四二年政府原案)  
 一五仙品種 ( )  
 重量三封度を超ゆるもの 七弗八仙 ( )

(但し長さ六・五吋を超えるときは二・七五吋又はその端數毎にこれを一本と算定して、一〇〇〇本に付三弗二五仙を課す)

C 課稅方法

印紙貼布によつて納稅させる。

D 稅收入

六億八百七萬弗(一九三九—四〇年度)

(三) 製造者消費稅

A 稅率

主なるものを擧ぐれば次の通りである。

ガソリン 一ガロンに付

三仙



電力 (動力用を除く)	賣價の	三・三%
自動車		五%
ラジヲ		一〇%
鐵砲		一一%
燐寸	木製着色せるもの一、〇〇〇本に付	五・五仙

B 納税義務者  
製造者又は輸入者

C 税 收 入

四億四千六百七十萬弗 (一九三九—四〇年度)

(四) 入場料税及び俱樂部税

(イ) 入場料税

二二仙以上の入場料に對し、一〇仙又は其の端數毎に一仙である。

(ロ) 俱樂部税

A 課税對象

社交、競技、運動等の俱樂部に對する入會費、會費、修身會員費。

B 税 率

これらの會員に對し、百分の十一。

C 免 税

一ケ年の會費十弗又は入會金一〇弗以下のもの。

D 納税義務者

入場料又は會費の受領書。

(ハ) 税 收 入

入場料税 二千八百八十八萬弗

俱樂部税 六百三十三萬弗

(何れも一九三九—四〇年度)

(五) 其の他

人造牛酪税 (二百四萬弗)

椰子油加工税



備考	合計	其 の 他		間 接 税		直 接 税		税 種 別	區 分	昭 和 十 二 年 度		昭 和 十 三 年 度		昭 和 十 四 年 度		昭 和 十 五 年 度		昭 和 十 六 年 度		昭 和 十 七 年 度		昭 和 十 八 年 度				
		決 算	豫 算	決 算	豫 算	決 算	豫 算			決 算	豫 算	金 額	比 百分	金 額	比 百分	金 額	比 百分	金 額	比 百分	金 額	比 百分	金 額	比 百分	金 額	比 百分	
	一、七六三	一、六三五	一一五	八四〇	一一五	八二〇	八二六	七〇九	昭 和 十 二 年 度	一〇〇	二、三五六	一〇〇	二、一五九	一〇〇	二、五九五	一〇〇	四、二二七	一〇〇	四、二二七	一〇〇	四、九三〇	一〇〇	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	昭 和 十 三 年 度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	昭 和 十 四 年 度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	昭 和 十 五 年 度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	昭 和 十 六 年 度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	昭 和 十 七 年 度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	昭 和 十 八 年 度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

一 昭和十二年度以降稅收入額

(單位百萬圓)

砂糖稅  
其  
の  
他



- 一、税収入額には一般会計の租税の外印紙収入、専賣局益金、燃料局益金及び地方分與税分與金特別會計に屬する租税を含み、北支事件特別税を包含せず。
- 二、直接税、間接税及び其の他の區分左の如し。
  - イ、直接税—所得税、法人税（法人資本税）、臨時利得税、配當利子特別税（利益配當税、公債及社債利子税）、外貨債特別税、相續税、礦區税（礦産税）、地租、家屋税、營業税（營業收益税）、取引所特別税（取引所營業税）
  - ロ、間接税—酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、揮發油税、物品税、遊興飲食税、特別行爲税、關稅、專賣局益金、燃料局益金
  - ハ、其他—建築税、取引税、有價證券移轉税、通行税、入場税、電氣瓦斯税、廣告税、馬券税、噸税、印紙收入

二 臨時軍事費の財源に充つる爲の毎年度増税額並鐵道、通信、專賣品等の値上に依る增收額調

附 録	摘 要			
	昭和十二年度 千圓	昭和十三年度 千圓	昭和十四年度 千圓	昭和十五年度 千圓
租税の増徴	九一、五九六	一〇一、一〇四	九〇、〇八四	五七五、〇一〇
直接税	九、九八八	七三、三四八	一〇一、七二七	一三二、八八四
間接税				六四二、一二六
				一、一〇七、六九四
				二、二八、二二八

其の他	計			
	昭和十二年度 千圓	昭和十三年度 千圓	昭和十四年度 千圓	昭和十五年度 千圓
小計	一〇一、五九七	二〇九、九二九	一九五、八三〇	一九八、八九一
煙草値上等	—	一、一七三	—	—
鐵道運賃引上	—	—	—	—
通信料金引上	—	—	—	—
合計	一〇一、五九七	二一〇、一〇二	一九五、八三〇	一九八、八九一

備 考

- 一、增收額は總て平年度額を掲げたり。
- 二、昭和十五年度の内書は地方分與税等を除きたる國庫純增收額とす。
- 三、昭和十七年度には昭和十六年度實施に係る酒税等の増徴を含む。
- 四、直接税、間接税等の區分は前掲「増税前後に於ける直接税、間接税等の比率調」備考欄の區分に依りたり。
- 五、煙草値上等は專賣局益金の增收額を、鐵道運賃の引上は運賃収入の増加額を、通信料金引上は通信料金の増加額を掲げたり。
- 六、煙草値上等の年度區分は實施の年度に依らず、之と平行實施したる増税の年度に依りたり。

三 歳入中公債と租税との割合調



年 度	賺 算		決 算		備 考
	公債金	租 稅	公債金	租 稅	
昭和十一年度	〇、三〇五〇	〇、四一八三	〇、二五六九	〇、四四三三	一般會計に付調査す
同 十二年度	〇、三五八九	〇、四〇三一	〇、二〇七七	〇、四九一三	
同 十三年度	〇、二八六一	〇、五一二五	〇、一九〇六	〇、五五一八	
同 十四年度	〇、三五七二	〇、四六四六	〇、二六一二	〇、五〇二〇	
同 十五年度	〇、三一六一	〇、五一七三	〇、一九八九	〇、五六六八	
同 十六年度	〇、三六五八	〇、四七〇五	〇、二七九七	〇、四九四九	
同 十七年度	〇、一七二六	〇、六五一八			
同 十八年度	〇、一四八九	〇、六五八五			

四 昭和十六年度綜合所得稅率適用階級別所得額表

種 別	純納稅人員	所得金
八、〇〇〇圓以下	二六六、〇一九	二、一二八、二五〇、〇〇〇
一二、〇〇〇〃	一四〇、三六九	一、六八四、四二八、〇〇〇
二〇、〇〇〇〃	七四、一九〇	一、四八三、八〇〇、〇〇〇

三〇、〇〇〇〃	三二、九三〇	九八七、九〇〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇〃	一七、四三四	八七一、七〇〇、〇〇〇
八〇、〇〇〇〃	七、五五二	六〇四、一六〇、〇〇〇
一二〇、〇〇〇〃	三、四四五	四一三、四〇〇、〇〇〇
二〇〇、〇〇〇〃	一、七六六	二五三、二〇〇、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇〃	七〇六	二一一、八〇〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇〃	三三一	一六五、五〇〇、〇〇〇
八〇〇、〇〇〇〃	一二三	九八、四〇〇、〇〇〇

(備考)

- 一、八千圓以下純納稅人員數は總人員數(同居家族を除く)を示す。
- 二、以下種別の純納稅人員數は總人員數より下種別の人員を除いたもの示す。
- 三、各種別の所得額は純納稅人員數に各種別金額を乗じて算出。

五 特別法人課稅一覽表

特 殊 法 人	法 人 稅	營 業 稅	臨 時 利 得 稅	特 別 法 人 稅	關 係 法 令	納 稅 義 務 有 無
一、營 團						
農地開發營團	課稅	課稅	課稅	不課稅	農地開發法 四二	有







五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇圓
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一	六六	六〇	六〇	五四	五四	四八	四八	四二	四二	四二	三六	三六	三六	三六
三四七、八二〇	二六二、九二〇	一八八、八二〇	一五二、〇七〇	一一五、三二〇	八一、五七〇	六一、三二〇	四九、〇二〇	三六、七二〇	三一、一七〇	二五、六二〇	二〇、〇七〇	一七、五九五	一四、五八〇	一四、五八〇圓
六九・五六	六五・七三	六二・九四	六〇・八三	五七・六六	五四・三八	五一・一〇	四九・〇二	四五・九〇	四四・五三	四二・七〇	四〇・一四	三九・一〇	三六・四五	三六・四五錢

三三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一五、〇〇〇	一二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇圓	所得金額
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	分類所得稅
三六	三〇	三〇	二四	二四	二四	一八	一八	一二	一二	一二	一二	一二	綜合所得稅
一二、六四五	一〇、一七〇	七、九九五	五、八二〇	四、六九五	三、九四五	二、八二〇	二、一九〇	一、八七五	一、五六〇	一、三〇五	一、〇五〇	一、〇五〇圓	稅額
三六・一三	三三・九〇	三一・九八	二九・一〇	二七・六二	二六・三〇	二三・五〇	二一・九〇	二〇・八三	一九・五〇	一八・六四	一七・五〇	一七・五〇錢	所得百圓當



所得金額	分類所得稅率	綜合所得稅率	稅額	所得百圓當
六〇〇、〇〇〇圓	一五%	七二%	四三三、三二〇圓	七二・二二
八〇〇、〇〇〇	一五	七二	六〇四、三二〇	七五・五四
一、〇〇〇、〇〇〇	一五	七二	七七五、三二〇	七七・五三
一、五〇〇、〇〇〇	一五	七二	一、二〇二、八二〇	八〇・一九
二、〇〇〇、〇〇〇	一五	七二	一、六三〇、三二〇	八一・五二
二、五〇〇、〇〇〇	一五	七二	二、〇五七、八二〇	八二・三一
三、〇〇〇、〇〇〇	一五	七二	二、四八五、三二〇	八二・八四
四、〇〇〇、〇〇〇	一五	七二	三、三四〇、三二〇	八三・五一
五、〇〇〇、〇〇〇	一五	七二	四、一九五、三二〇	八三・九一

(備考) 一、分類所得稅は一律に一割を控除して課稅す。

七 昭和十七年度所得稅額表 (分類所得稅賦課課稅分)

不動產所得 種 別	人員	所得金額	稅額	百分比	
				人員	所得金額
五百圓以下	五九、七九六	一八、六八四、七八〇	三三、六六、五二八	五・九〇	一四・七六
千圓以下	二五、六二四	一七、三六四、〇八二	二七、八八三、八九八	三三・九三	一六・〇〇
千五百圓以下	一〇〇、四一一	三三、九三二、五八六	一九、四九六、七三七	九・四四	一一・三三
二千圓以下	五〇、九三二	八六、六一、〇四三	一三八、八八、三八九	四・五九	八・〇六
三千圓以下	四六、五六二	一一、〇七六、六二〇	一七、九一九、六二五	四・九	一〇・四三
五千圓以下	三、一六四	三三、七〇、〇九三	一七、三〇四、二四五	二・六	一一・二四
一萬圓以下	一八、八五三	三六、九七、五三四	二〇、二八〇、〇二〇	一・七〇	一一・八一
五萬圓以下	八、三六一	一四、三八五、九九〇	三、八三二、五八七	〇・七六	二・三九
十萬圓以下	二七〇	一七、四七四、三三〇	二、七八四、六七九	〇・〇〇	一・六三
十萬圓を越ゆるもの	五	九、〇三一、〇〇〇	一、四一三、三六一	〇・〇〇	〇・八四
計		一、一三、〇五七、七〇六、九九〇	一、六八、三七九、〇四八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇



種	乙										臨時租稅措置法第一條の五第三項に依る臨時租稅措置法第一條の五第六に依る輕減額	臨時租稅措置法第一條の五第三項に依る臨時租稅措置法第一條の五第六に依る輕減額				
	小	十萬圓を越ゆるもの	十萬圓以下	五萬圓以下	一萬圓以下	五千圓以下	三千圓以下	二千圓以下	千五百圓以下	千圓以下			五百圓以下	二百圓以下		
計	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330

種	甲										臨時租稅措置法第一條の五第三項に依る臨時租稅措置法第一條の五第六に依る輕減額	臨時租稅措置法第一條の五第三項に依る臨時租稅措置法第一條の五第六に依る輕減額				
	小	十萬圓を越ゆるもの	十萬圓以下	五萬圓以下	一萬圓以下	五千圓以下	三千圓以下	二千圓以下	千五百圓以下	千圓以下			五百圓以下	二百圓以下		
計	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330	1,120,000	1,012,330

專業所得

種別

人員

所得金額

稅額

人員 百分比 所得金額



山林ノ所得

事業所得計	人員	所得金額	税額	人員	所得金額	百分比
二 百 圓 以 下	二六、一〇八	三、〇五七、四三九	三〇五、七四五	—	—	六・九
五 百 圓 以 下	二九、五三四	一〇、一九一、二九二	一、〇一九、一三九	—	—	二〇・三
千 圓 以 下	一八、五四〇	一三、三五四、七四二	一、三五五、四七四	—	—	二七・〇
千 五 百 圓 以 下	五、六九八	六、九八〇、七九九	六九八、〇八〇	—	—	六・七五
二 千 圓 以 下	二、二四〇	三、六六九、七二〇	三六六、九七二	—	—	二・五三
三 千 圓 以 下	一、三八八	三、二九九、四〇五	三二九、九四一	—	—	一・五八
五 千 圓 以 下	六五一	二、四九〇、九〇〇	二四九、〇九〇	—	—	〇・七七
一 萬 圓 以 下	二八五	一、九三五、五四〇	一九三、五五四	—	—	〇・四
五 萬 圓 以 下	一五四	三、一六六、九一〇	三一一、六六一	—	—	〇・八
十 萬 圓 以 下	九	七三六、〇一〇	七三、六〇一	—	—	〇・〇一
十 萬 圓 以 下	四	五九二、七三〇	五九、二七三	—	—	〇・〇〇
計	八四、〇五	四九、四二五、四八七	四、九四二、五五〇	—	—	一〇〇・〇〇

事業所得計	人員	所得金額	税額	人員	所得金額	百分比
二 百 圓 以 下	一一、五六二	一、三五六、一四〇	一三、一〇四	—	—	一五・五
五 百 圓 以 下	一三、九九二	五、〇一〇、四八〇	四五一、一六五	—	—	一九・五
千 圓 以 下	二二、九九〇	九、六七七、四四一	八七三、〇四八	—	—	一七・八七
千 五 百 圓 以 下	八、一一九	一〇、〇七八、三五〇	九〇九、五八八	—	—	一一・一七
二 千 圓 以 下	五、六〇五	九、九四五、二四〇	九二八、八三三	—	—	七・七一
三 千 圓 以 下	六、三六〇	一五、八八八、六九〇	一、六〇三、四五六	—	—	八・七八
五 千 圓 以 下	五、九三四	二二、七四五、〇〇〇	二、四四五、六七六	—	—	八・一六
一 萬 圓 以 下	四、九五七	三三、六〇八、八二〇	三、九一七、三二〇	—	—	六・八二
五 萬 圓 以 下	二、九一七	五五、〇一一、三三〇	六、四六二、九五六	—	—	四・〇一
十 萬 圓 以 下	一六四	一一、〇三三、五五〇	一、三三四、八八五	—	—	〇・三
十 萬 圓 以 下	四九	七、八六三、三三〇	九四一、二四一	—	—	〇・七
計	七二、六八九	一八三、一〇七、二四一	一九、九五九、二四一	—	—	一〇〇・〇〇
合 計	三、二九六、二九六	五、八七二、六五九、〇〇一	七六九、一九三、四五四	—	—	一〇〇・〇〇
生命保険料の控除額	一、一三六、八七三	—	一四、六五四、五一八	—	—	—
子五人以上なるもの	九八、四三〇	—	一九、三九三、四三七	—	—	—
扶養家族の控除額	一、二六七、〇八四	—	八〇、九七八、一八六	—	—	—
其の他	一、三六五、五一四	—	一〇〇、三二一、六二四	—	—	—



配當利子所得乙種

種 別	人 員	所得金額	税 額	人 員 百分比	所得金額
差 引 合 計	三、三六九、五三二	五、八五九、八六六	五、五二二		六、五四〇、二六七
二 百 圓 以 下	二六、一七四	一七、一九三、四三七	二、五五五、二七八	五三・三〇	一六・〇八
五 百 圓 以 下	七、八五九	三三、九三三、一六三	三、三六一、六八四	三〇・三五	二一・三九
千 圓 以 下	三三、一五九	一五、六〇、三五四	二、二六六、三三三	九・三六	一四・五七
千 五 百 圓 以 下	六、七六九	八、三三六、六〇五	一、一九七、六五九	二・八六	七・八〇
二 千 圓 以 下	三、二八四	五、六九八、〇〇〇	八二五、三三四	一・三九	五・三三
三 千 圓 以 下	二、七六一	六、七〇三、八九〇	九五二、一七四	一・一七	六・三六
五 千 圓 以 下	一、九〇五	七、三三〇、九五〇	一、〇一五、三五六	〇・八〇	六・七四
一 萬 圓 以 下	一、一五二	七、八九三、一七〇	一、〇九一、六二五	〇・九六	七・三三
五 萬 圓 以 下	五 五	一〇、五一、九五〇	一、四一八、三三七	〇・三三	九・八六
十 萬 圓 以 下	四 九	三、一一三、四八〇	三九〇、三三六	〇・〇三	二・九一
十 萬 圓 以 下	三 三	一、八五三、二四〇	三三九、三六九	〇・〇一	一・七三
計	三六、七三九	一〇九、一一五、二七九	一五、二八一、一八五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

退職所得乙種

種 別	人 員	所得金額	税 額	人 員 百分比	所得金額
二 萬 圓 以 下	一 五	一〇一、三三〇	一〇、三三三	七八・九五	五〇・一八
十 萬 圓 以 下	四	一〇一、四九〇	一、六五二	二一・〇五	四九・八二
五十 萬 圓 以 下	一	—	—	—	—
五十 萬 圓 以 下	一	—	—	—	—
計	一九	二〇二、八二〇	一一、九八五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
總 計	計	實際 二、七三二、三三四	五、九六七、二五五	四、六六九、四七〇	三、八二二

- 備 考
- 一、當初決定額に依る。
  - 二、不動産所得、事業所得、乙種勤勞所得又は山林の所得に對する分類所得税が生命保険料及び扶養家族の控除に因り徴収税額なきに至りたる場合と雖決定を爲したる所得は總て之を算入す。
  - 三、各所得の階段区分は各人の當該所得の所得税額に依る。但し乙種退職所得に在りては各人に付支拂者の異なる毎の所得税額に依る。
  - 四、事業所得、乙種勤勞所得及び山林の所得の各所得税額は基礎控除を爲したるものに依る。
  - 五、人員は各所得毎に一人として計算し事業所得計、合計、差引合計及び總計の人員は各其の實際人員を掲ぐ。
  - 六、差引合計の人員又は所得金額は合計の人員又は所得金額より生命保険料及び扶養家族の控除に因り徴収



税額なきに至りたるもの人員又は所得税額を差引きたるものを掲ぐ。  
七、生命保険料及び扶養家族の控除に因り徴税額なきに至りたるもの。

八 昭和十七年度分所得種類別表(分類所得税賦課税分)

種別	人員	所得金額	所得金額 百分比	前年比較増△減	
				人員	所得金額
不動産所得					
田畑小作	六三三、四〇八	四三三、四八一、〇四一	七・二五	〇・〇九一	〇・〇三二
貸宅地及貸家	七一〇、六二〇	六三九、五〇八、〇六一	一〇・六九	〇・一八五	〇・一〇三
其他	四、九九九	一、八五四、〇八四	〇・〇三	〇・一四〇	〇・一二三
計	一、三四九、〇二七	一、〇七四、八四三、一八六	一七・九七	〇・一三九	〇・〇四四
損失控除額	一、七二五	一三六、一九六	〇・〇〇	八・五八三	二・八三一
差引計	一、一一一、〇五六	九三八、六四七、〇九〇	一七・九七	〇・一六五	〇・〇四四
事業所得					
商業	九四三、七七二	二、四二一、〇四五、二三八	四〇・四九	〇・三三三	〇・四八五
金融業	二一、〇二六	四四、八一八、九一三	〇・七五	〇・〇〇八	〇・〇九二

甲		乙	
交通業	娛樂興行及接客業	農業	畜産業
三五、四〇二	七三、七〇六、五七六	一、二二三	〇・三一八
九三三、四三〇	三六七、七四六、七九六	六・一五	〇・二六〇
三〇四、二二二	一、一六八、二八三、七六二	一九・五四	〇・四一一
四一二	五、〇六一、〇三六	〇・〇八	〇・一二〇
一、四三八、二五四	四、〇八〇、六六二、三二一	六八・二四	〇・三六七
一五	一三、五八二	〇・〇〇	〇・〇一〇
一、三六七、一二三	五二九、五六三、八一八	八・八六	〇・三五九
一、三九七、八四七	三、五五一、〇八四、九二一	五九・三八	〇・三七四
九四五、五〇八	六八五、五八〇、七八七	一一・四六	〇・一二三
三三一、二八八	一一一、三八八、一四〇	二・〇三	〇・二九一
二九五、五一一	七五、〇一二、三一〇	一・二五	〇・〇一四
八三、一〇八	二五、四六〇、一九九	〇・四三	〇・二八四
七四、五五四	九五、一八四、五六九	一・五九	〇・六〇一
一四八、五五九	三二九、三六四、五七二	五・五一	〇・三四一
一二〇、八四一	八二、四五四、三五三	一・三八	〇・六三八
一、九九九、三六九	一、四一四、四四四、九三〇	二三・六五	〇・一八〇



種 別	人 員	所得 税 額	所得 税 額 百 分 比	前年比較増△減	
				人 員	所得 税 額
損失控除額	二、六一五	二六二、九〇三	〇・〇〇	七・〇九六	一二・七〇九
基礎控除額	一、〇八八、九二三	三九九、八四七、六六五	六・六九	〇・一五五	〇・〇四九
差引小計	一、二九〇、六〇〇	一、〇一四、三三四、三六二	一六・六六	〇・一九〇	〇・二七三
事業所得計	二、五五五、四七五	四、五六五、四一九、二八三	七六・三四	〇・二六八	〇・四四一
勤勞所得乙種					
税法施行地に於て支拂ふもの	八二、八〇四	九一、四七三、三二二	一・五三	一・一七〇	〇・九三七
税法施行地外に於て支拂ふもの	一、七五二	七、一九三、〇一八	〇・一二	〇・〇三八	〇・〇四二
計	八四、五五六	九八、六六六、三四〇	一・六五	一・一一五	〇・八〇三
基礎控除額	八三、三六五	四九、二四〇、八五三	〇・八二	一・一〇〇	〇・七六三
差引計	八四、四四五	四九、四二五、四八七	〇・八三	一・一一五	〇・八四三
山林ノ所得					
所得額	七二、六八九	二一一、八二五、五七一	三・五四	〇・二六七	〇・三五九
基礎控除額	七二、一七七	二八、七一八、三三〇	〇・四八	〇・二七一	〇・〇一六
差引所得額	七二、六八九	一八三、一〇七、二四一	三・〇六	〇・二六七	〇・四三五

配當利子所得乙種

非營業貸金利子	一五三、二〇七	四七、四〇九、三二二	〇・七九	〇・〇八九	〇・〇五七
公債社債及預金利子	三、五四五	二、七八〇、八八三	〇・〇五	〇・四八二	〇・〇九七
配 當	九八、二一四	五六、九二五、〇七四	〇・九五	〇・〇二五	〇・〇七三
計	二二六、七二九	一〇七、一一五、二七九	一・七九	〇・〇四二	〇・〇〇七
退職所得乙種	一九	二〇三、七〇〇	〇・〇〇	八・五〇〇	一〇・八七八
合 計	三、三六五、八五〇	三、九七九、九七七、九八〇	一〇〇・〇〇	〇・二三二	〇・三四一

備考

- 一、當初決定額に依り分類す。
- 二、不動産所得、事業所得、乙種勤勞所得又は山林の所得に對する分類所得税が生命保険料又は扶養家族の控除に因り徴税額なきに至りたるものも算入す。
- 三、人員は種別毎に計算す。但し不動産所得及び乙種勤勞所得の差引計、事業所得の計及び甲種、乙種の各差引小計、山林の所得の差引所得額、配當利子所得乙種の計並に合計に在りては實際人員を掲ぐ。
- 四、損失控除額は不動産所得又は事業所得の計算上損失ある場合に於て不動産所得又は事業所得中他の種別の所得額より差引きたる損失額を掲ぐ。
- 五、前年比較増減は比例數を以て示す。



九 昭和十七年分綜合所得稅額表 賦課課稅分 其の一

稅法第八條に依る配當所得

種 別	總 所 得		稅 額	
	人 員	所得金額	人 員	所得稅額
五千圓以下	七、五五三	一、三六六、五二〇	一八一	二、七六六、六三〇
八千圓以下	三、五三三	一、二九〇、一八〇	八九七	二、七六六、六三〇
一萬二千圓以下	一、八四四	九四四、〇六五、二八〇	五九六	二、七七一、九二〇
二萬圓以下	一、〇六一	八三三、八八六、六七〇	三九四	二、二四四、五八〇
三萬圓以下	三、四〇六	一、〇三三、九三三、三〇〇	二四八	二、七四七、九六〇
五萬圓以下	四、六七四	一、〇七二、五五〇、七二〇	一四五	二、〇二二、四四〇
八萬圓以下	九、五三三	二、九八一、七四四、二〇〇	六三〇	二、一五五、九六〇
十二萬圓以下	二、二二五	一、八〇六、一三三、〇一〇	二二二	一、二九二、七〇〇
二十萬圓以下	一、三三三	二、六七一、七七一、七五〇	一三七	一、三三〇、七〇〇
合計	二、四六三	一、〇七二、五五〇、七二〇	一、〇七二	一、〇七二、五五〇、七二〇

種 別	總 所 得		稅 額	
	人 員	所得金額	人 員	所得稅額
三十萬圓以下	五、七〇九	九、九七一、九八〇	四、九三三、〇八八	—
五十萬圓以下	五、八四四	八、五〇〇、〇一〇	四、三三三、七三三	—
五十萬圓を超過するもの	二、二二一	一、三三三、八三三、三三〇	八、六二八、一九六	—
合計	一、三三三	一、三三三、八三三、三三〇	八、六二八、一九六	—
前年比較増減	—	—	—	—
同上歩合	—	—	—	—

其の二

種 別	山 林 の 所 得		其 の 他 の 所 得	
	人 員	所得稅額	人 員	所得稅額
五千圓以下	七、二五〇	二、七一一、四七〇	七、八五三	一、三三七、八八二〇
八千圓以下	四、二五五	二、六三三、八三〇	三、三三三	一、一四一、七五〇、四五〇
一萬二千圓以下	二、二六七	一、〇一八、七六〇	一、三三三	一、一四一、七五〇、四五〇
合計	一、三三三	一、〇一八、七六〇	一、三三三	一、一四一、七五〇、四五〇



種 別	山林の所得		其の他の所得	
	人 員	所得税額 圓	人 員	所得税額 圓
二萬圓以下	内 一、五九四	二〇、四六六、四四〇	内 四〇、九四五	八〇八、八三〇、二一〇
三萬圓以下	内 二四	一四、四九二、三五〇	内 一三、九六九	四五九、四六六、四八〇
五萬圓以下	内 六二九	一四、五八九、八〇〇	内 三三、九八八	四二四、七〇五
八萬圓以下	内 四二四	八、八三三、三三〇	内 九、六三七	三〇、九八八
十二萬圓以下	内 一五三	三、九九九、九一〇	内 二〇、八六七	四、七四五
二十萬圓以下	内 三三	四、〇八八、二九〇	内 九、〇四〇	二八二、四八一、七七〇
三十萬圓以下	内 七	一、六九二、八四〇	内 二、〇八二	一七〇、三三三、一三〇
五十萬圓以下	内 五	一、三六一、三五〇	内 三、八六〇	一五九、六八七、八〇〇
五十萬圓を超ゆるもの	内 一	一、〇一〇、八〇八	内 二、三九一	八七、七〇五、五九〇
合 計	内 一、六二一	一、三三七、七九〇	内 二、三四二	八七、七〇五、五九〇
前年比較増減	+	九、九三三 + 六五、〇七七、〇一〇	+	五、六〇〇、一八二 + 三、九三〇、一六〇

同上歩合	+	一、五五三	+	〇、八四三	+	一、二三八	+	一、四三九	+	〇、六三三	+	〇、四八三
------	---	-------	---	-------	---	-------	---	-------	---	-------	---	-------

本表の見方

- 一、當初決定額に依る。
- 二、總所得の階級区分は各人の總所得金額（同居家族の分合算）に依る。
- 三、内譯各所得の階級区分は各其の所得金額（同居家族の分合算）に依り同一人にして二種以上の所得を有する場合の人員は各別に計算す。
- 四、内書員数は同居家族の人員とす。
- 五、申告人員二七五、五四一人。
- 六、配當金額より負債の利子を控除したるもの。
- 七、税法第三十條第三項に依り控除したる臨時利得金額。
- 人員 六四、六五六。臨時利得税額 三一四、五九一、五四五圓。

十 昭和十七年度分所得種類別表 其の一

綜合所得税賦課課税分

種 別	一萬二千圓以下		十二萬圓以下		三十萬圓以下	
	人 員	所得金額 圓	人 員	所得金額 圓	人 員	所得金額 圓
不動産所得						
田畑小作	一七、七三三	一、六〇八、二五〇	三七、三九六	八、四六九、四三五	七五五	四、七〇七、二二六



種 別  
 貨宅地及貸家  
 其 他  
 計  
 農 業  
 畜 産 業  
 水 産 業  
 鑛 業  
 工 業  
 商 業  
 金 融 業  
 交 通 業  
 娯 樂 興 行 及 接 客 業  
 利 子  
 稅 法 施 行 地 に 於 て 支 拂 を 受 け る 公 債 社 債 及 預 金 利 子

種 別	一萬二千圓以下	十二萬圓以下	三十萬圓以下
貨宅地及貸家	二七、六六一	五、六〇一	一、三三八
其他	二、一八九	六〇八	一、〇一七、〇六〇
計	二九、八六〇	六、二〇九	二、四〇四、一二〇
農 業	七、九〇六	四、八六二	三、一
畜 産 業	五、七八三	三、天	四
水 産 業	五、九七三	九九九	一、九二二、八七三
鑛 業	一、元	八、一	一、〇八、六五四
工 業	九、五、一八〇	二、〇、三三六	二、七、五九五、三九六
商 業	三、九、六三六	三、〇、〇三三	三、三、三八、一三三
金 融 業	一〇、三四四	一、九五一	三、三四、四三一
交 通 業	七、四二五	七八一	七
娯 樂 興 行 及 接 客 業	三、四〇三	四、七三三	一、一五七、七六六
利 子	九、五九二	三、四、七九六	七、六
稅 法 施 行 地 に 於 て 支 拂 を 受 け る 公 債 社 債 及 預 金 利 子	二、四、一三三、九〇一	一、五、二〇一、九六八	九、六四、八三三

種 別  
 其 他 の も の 及 非 營 業 貸 金 利 子  
 計  
 配 當  
 俸 給 料 歳 費 及 費 用 辦 償  
 賞 與  
 諸 給 與  
 庶 業  
 其 他 の 所 得  
 合 計  
 損 失 控 除 額  
 勤 勞 所 得 の 控 除 額  
 差 引 合 計  
 不 動 産 所 得

種 別	三十萬圓を超ゆるもの	三十萬圓以下	計
其 他 の も の 及 非 營 業 貸 金 利 子	六、七三四	七、七三三	一、七六四、四六三
計	二八、二一五	九、四、〇三〇	二、四六九
配 當	二〇〇、一四三	四、〇一六	一、一〇九
俸 給 料 歳 費 及 費 用 辦 償	一七三、二七一	三、三三三	二、三五九、八五三
賞 與	五、七七七	九、五八七	一、七三
諸 給 與	一、八〇〇、八七八	四、七五五	九、七
庶 業	一、九、九一六	一、一八五、二一八	二、三六〇、八八七
其 他 の 所 得	一、八〇〇、八七八	四、〇〇、五二四	一、〇四九、八四一
合 計	三、四、四七九	一、一、一〇一、四八四	二、四、四七九
損 失 控 除 額	九、九	二、九	一、一、三二五
勤 勞 所 得 の 控 除 額	二、一、四七九	九、三、八六五	一、一、三二五
差 引 合 計	七、四、二四九	一、五、一、四六〇	二、四、七、三九三、一九〇



種 別  
 田畑小作  
 貸宅地及貸家  
 其他  
 計  
 農 業  
 畜 産 業  
 水 産 業  
 鑛 業  
 工 業  
 商 業  
 金 融 業  
 交 通 業  
 娛樂興行及接客業  
 利 子

種 別	三十萬圓を越ゆるもの		合 計
	人 員	所得金額	
田畑小作	一八八	三,四〇七,七二一	二四八,六四一,五三〇
貸宅地及貸家	二九四	五,二〇八,二八〇	四三三,七六五,八六〇
其他	七	三九,七〇三	一,八〇〇,七二四
計	八	八,六五五,七〇四	六八四,二〇八,〇九八
農 業	二	六,五八四	九七,五八一,七四四
畜 産 業	二	二,〇九〇	四,六六三,五六三
水 産 業	三	五四二,三九四	四一,一七六,七九一
鑛 業	四	一,四五七,八三〇	四,九五〇,五二〇
工 業	二九	一一,七三三,二八五	九一五,一〇三,六二一
商 業	四八	三三,二〇九,一八四	一,五九六,六三八,九二八
金 融 業	三	二,四三七	五三,四八三,一五一
交 通 業	三	八,一五,一一〇	四二,八五七,〇四九
娛樂興行及接客業	三	—	三三七,八七五,八四四
利 子	—	—	—

税法施行地に於て支拂を受くる公債社債及預金  
 利子  
 其の他のもの及非營業貸金  
 計  
 配 當  
 俸給料歳費及費用辨償  
 賞 與  
 諸 給 與  
 庶 業  
 其他の所得  
 合 計  
 損失控除額  
 勤勞所得の控除額  
 差 引 合 計  
 備 考

税法施行地に於て支拂を受くる公債社債及預金利子	一七四	六六,一〇三	一三〇,二八八	四〇,九四一,七二四
其の他のもの及非營業貸金計	一六	六九八,一三四	七九,四一九	三〇,八八三,九〇三
配 當	七〇	一,三五九,一六五	三七九,三六八	七一,八二五,六二七
俸給料歳費及費用辨償	三〇〇	一一,〇八〇,〇六〇	二四二,一五七	九六六,五三六,九九五
賞 與	二八六	二二,九九四,五六一	二〇九,八八五	五七五,七三二,一七二
諸 給 與	六三	三,四九三,三三六	六六,一九九	四六七,一九九,四三二
庶 業	一一	一,八三一,六六〇	三九,二四三	五〇,七五〇,〇九一
其他の所得	三六	二,〇六二,五〇三	二四,七九四	二九,四六〇,六九四
合 計	二,二四四	二二,九九六,二九九	二,二二二,三一一	六,〇五五,二九九,七六六
損失控除額	三	二四,七六九	一,二三五	四〇五,九九〇
勤勞所得の控除額	—	—	二二,四七九	六〇,三三〇,六〇六
差 引 合 計	八八二	二二,八三一,五〇〇	九四九,七七三	五,九九四,五五二,四八〇

一、當初決定額に依り人員は種別毎に一人とするも差引合計は實際人員とす。



二、税法第八條に依る配當所得及び山林の所得を除外したるものとす。

十一 各種貸金蓄積表

(單位百萬圓)

種別	昭和十四年十月	昭和十五年十月	昭和十六年十月	昭和十七年十月	昭和十八年六月	昭和十八年十一月
銀行預金	二二、八三三	二八、二五二	三四、四四一	四六、五六九	五一、八七九	五三、八一
金銭信託	二、二八九	二、五八一	二、九八六	三、五一七	三、八三三	四、一二九
生命保險資金	四、〇三三	四、七七三	五、六六八	七、〇二九	七、六二〇	七、七二五
損害保險資金	六八一	八〇七	九四五	一、〇七八	一、一七七	一、一七七
簡易保險積立金	一、七九六	二、〇六九	二、五一六	三、二一六	三、八六八	四、〇一九
預金部預金	五、九一一	七、九五〇	九、九四九	一三、八一五	一七、七五三	一九、五三三
朝鮮各銀行預金	七五三	九五三	一、二七五	一、八三一	二、〇三八	二、二三四
農林中金貯金	二六四	三三一	八四二	一、八六六	二、六〇四	三、一六二
信組聯合會貯金	八二一	一、二六九	一、九六六	三、三四九	四、一三八	四、四五四
市街地信組貯金	四六七	六三五	八〇一	一、一九九	一、四三三	一、六二七
計	三九、八五二	四九、六二五	六一、三九六	八三、四七五	九六、三四八	一〇二、一九三

統 計

重複勘定計	一、五八五	一、五九八	二、四二四	四、一六二	四、五九二	四、九五四
差引計	三八、二六九	四八、〇二八	五八、九七一	七九、三一三	九一、七五五	九七、二三九

備考

一、本表は金融統制會發行「金融統制週報」に依る。  
 二、重複勘定とは銀行、信託、生保、損保、農林中金、信組聯合會及市街地信組に於ける預け金勘定の合計

十二 國民貯蓄獎勵運動開始以後(昭和十三年以降)貯蓄増加額

(單位百萬圓)

貯蓄種別	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度上半期
郵便貯金	八一五	一、三八四	一、七二五	二、〇五二	三、三五二	二、七一一
簡易保險積立金	一九五	二四七	三三二	四〇五	五三八	三二三
郵便年金積立金	二〇	三九	八〇	一七〇	二九二	一五〇
労働者年金船員保險積立金	—	—	—	—	—	—
銀行預貯金	三、〇六二	四、九〇八	四、九八一	六、一二六	九、二一三	四、九三九
信用組合貯金	四一四	九六三	一、二五九	一、五〇七	二、三〇六	一、一〇八
金銭信託	二二四	二九七	三二三	四四四	五四七	三三三



貯蓄種別	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度
保險會社資金	三九一	四七二	七六七	一、〇五七	一、二六五	七二一
無盡會社資金	六一	一〇四	一九六	二二六	二二二	一三一
小計	五、一八二	八、四一四	九、六五三	一一、九八七	一七、七三五	一〇、五二九
直接有價證券投資等	二、一五一	一、七八八	三、一六四	四、〇三三	五、七二二	三、二二五
合計	七、三三三	一〇、二〇二	一二、八一七	一六、〇二〇	二三、四五七	一三、七五四

十三 國債消化狀況

(單位百萬圓)

年次	發行高		日銀純賣却高	總消化高	消化率%	
	日銀引受	預金部引受				
昭和十四年	三、九〇一	一、三八〇	五、二八一	三、三二九	四、七〇九	八九・一
"十五年	四、八一七	一、八五〇	六、六六七	三、三八四	五、二三四	七八・五
"十六年	七、〇九二	一、六九〇	八、七八二	五、六七五	七、三六五	八三・九
"十七年第一四半期	二、〇九一	九〇〇	二、九八一	二、一八九	三、〇八九	一〇三・二
第二四半期	二、八八〇	六五〇	三、五三〇	二、七四一	三、三九一	九六・〇

年次	發行高		日銀純賣却高	總消化高	消化率%	
	日銀引受	預金部引受				
第三四半期	二、三五〇	六五〇	三、〇〇〇	二、一一七	二、七六七	九二・二
第四四半期	三、〇〇〇	八〇〇	三、八〇〇	二、七七〇	三、五七〇	九三・九
合計	一〇、三二一	三、〇〇〇	一三、三二一	九、八一八	一二、八一八	九六・二
"十八年一月	一、一〇〇	三〇〇	一、四〇〇	二、九八四	三、九三四	一〇〇・一
二月	九〇〇	三〇〇	一、二〇〇			
三月	九七九	三五〇	一、三二九			
四月	一、一〇〇	三〇〇	一、四〇〇			
五月	一、二五〇	三五〇	一、六〇〇			
六月	一、五五〇	四五〇	二、〇〇〇			
七月	八五〇	三五〇	一、二〇〇			
八月	一、〇九五	四〇〇	一、四九五			
九月	四〇〇	四〇〇	八〇〇			
十月	七一〇	二五〇	九六〇			
十一月	一、〇五〇	三五〇	一、四〇〇			

十四 國債所有者別所有額調



所 有 者	昭和十二年末	昭和十三年末	昭和十四年末	昭和十五年末	昭和十六年末
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
一、金融機關	二, 555, 068	三, 633, 806	四, 759, 261	六, 174, 438	八, 323, 434
普通銀行	1, 262, 750	1, 438, 001	1, 893, 494	2, 604, 935	3, 358, 799
貯蓄銀行	1, 683, 836	2, 627, 399	3, 796, 892	5, 378, 899	7, 732, 083
特殊銀行	285, 651	308, 479	331, 324	392, 178	455, 645
信託會社	51, 550	557, 359	798, 377	1, 166, 551	1, 521, 422
保險會社	86, 763	146, 874	329, 995	367, 243	744, 190
產業組合中央金庫及信用組合關係	6, 155, 609	8, 701, 911	11, 790, 335	13, 983, 188	33, 246, 568
計					
二、政 府 筋					
政 府	3, 099, 118	4, 208, 683	5, 953, 491	7, 948, 191	9, 976, 840
政府關係共濟組合	333, 286	334, 908	338, 633	330, 310	331, 501
地方公共團體	47, 837	60, 827	64, 299	72, 799	83, 386
計	3, 529, 241	4, 994, 418	6, 356, 423	8, 253, 233	10, 391, 727
三、其 の 他					
公衆及其その他	2, 388, 096	3, 016, 377	3, 483, 454	4, 077, 769	4, 892, 631

合 計 二, 823, 948 一六, 333, 738 二二, 520, 206 二八, 253, 202 三七, 320, 080  
備考 信用組合關係所有額は信聯及市街地信用組合所有額なり。

十五 一般會計歳入歳出對照表

歳 入 部

(單位 千圓)

區 別	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
租 稅	一, 339, 424	一, 798, 068	二, 324, 324	二, 915, 703	三, 255, 280	四, 550, 700	六, 060, 219
所 得 稅	四七八, 四八八	七三, 990	八八八, 八四九	一, 四八八, 六七八	一, 四〇一, 三六三	一, 九〇九, 九八一	二, 三三〇, 一三三
法 人 稅	—	—	—	一八二, 一三三	五三〇, 七八二	八〇六, 九六一	九二〇, 一四〇
配當利子特別稅	—	—	—	—	一四, 二六四	一〇, 一三三	七, 八三三
外貨債特別稅	二, 七四四	二, 七〇〇	二, 八八四	九, 六八六	九, 四三〇	九, 三三九	三, 一三七
相 續 稅	五五, 八五三	四五, 四八二	五八, 三八九	五五, 五五五	六四, 六二二	七五, 三〇九	八五, 六八二
建 築 稅	—	—	一, 〇七三	八九八	一, 九九一	一, 七九三	四, 八四三



關稅	順稅	特別行爲稅	兌換銀行券發行稅	地租	營業收益稅	資本利子稅	法人資本稅	利益配當稅	公債及社債利子稅	營業稅	印紙收入	官業及官有財產收入	森林收入	專賣局益金	印刷局益金	陸軍製絨廠益金
一八四、九六三	二、七六七	—	10四	五、四四五	九、二六〇	二七、二九八	九、三五五	—	—	—	九三、二八四	三六七、二二一	五四、八四二	三五七、五八六	五、二八五	五
一六六、四三三	二、五六一	—	二六七	五、五三一	10五、八六〇	三三、三三一	二、一九四	三三、四四〇	1,041	—	九一、四四〇	三八七、四九九	六〇、九四一	二六、一三〇	九、八三三	五
一四七、七二八	二、五二五	—	1,15四	四八、六八四	二六、二八五	四〇、二五五	二七、七五三	四、六五八	1,780	二	111、四五一	四六〇、六一五	七七、九四三	三三〇、二二九	九、六八〇	五
一四三、九九九	二、〇九四	—	1,90五〇	五、九10	七、二三五	七、〇四九	三三、七二二	四、六九六	四四四	—	一三五、六〇七	四九九、三五七	10九、七九四	三五二、170	二、117	五
八七、四二四	九、九三	—	11,0K1	二五	一四、四八九	八七	四、六二九	六、七三	六	—	14五、六九九	六〇〇、七六三	13五、五九九	四四、九三〇	一八、五三七	六
四〇、九一一	1,17三	—	11,四四六	—	—	—	—	—	—	—	160、四一五	八二九、五1三	1六六、三〇六	六〇、八二二	17、九四五	五
四五、三三八	四、八七	—	六五、六二七	—	—	—	—	—	—	—	157、四九〇	1,12四〇、117	1四七、七九	九四四、〇七四	二1、五三六	五

區別	年度	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
鐵區	稅	七、四四五	10、七三六	二、四七一	10、七三三	九、九九〇	九、六一六	七、九一三
酒	稅	二四一、四六〇	二七八、六六八	二六六、六四四	二八五、一七四	三五九、三〇〇	四五三、七五五	七二九、九九九
清涼飲料	稅	四、七三五	五、七七一	八、〇1四	八、九八一	一一、九八七	一一、七〇1	二一、七四一
砂糖消費	稅	九五、三三九	一四五、八九三	一五六、〇〇三	一四一、四六七	一一九、八三六	一八四、四五四	一八五、七三六
織物消費	稅	八、九四〇	四六、八九九	五八、〇六四	九六、一六七	一三〇、〇四九	一八二、140	一五四、四五六
揮發油	稅	一七、三三四	一三、四九四	10、四三一	三三、二二八	一一、九五三	五、二九1	一、七三五
物品	稅	—	五四、五七三	三三、八五七	110、〇〇七	180、七六二	二六〇、四九六	五九三、五五〇
遊興飲食	稅	—	—	五七、七三〇	二八、〇四七	三〇〇、四二六	三六、二五八	六三三、三一一
取引所	稅	三〇、101	三三、〇三八	二七、八七一	三九、八1七	二七、五八八	三三、七〇1	三三、三〇1
有價證券移轉	稅	二、八四	二、三五九	四、三一〇	三、四〇八	三、一九七	二、三〇七	四、五三七
通行	稅	—	八、〇八七	二、四七五	三三、八一七	二九、〇六八	八三、八七七	六五、五九五
入場	稅	—	八、三三八	三、七三三	三三、七八四	三三、三八五	四八、八五六	七〇、九四〇
電氣瓦斯	稅	—	—	—	—	—	一五、八八三	一四、二四八
廣告	稅	—	—	—	—	—	八、五二四	六、八四二
馬券	稅	—	—	—	—	—	三九、二六二	二五、三九九

昭和十二年 昭和十三年 昭和十四年 昭和十五年 昭和十六年 昭和十七年 昭和十八年







區 別	年 度	前年度剩餘金繰入	借入金	元製鐵所特別會計收入	未濟金收入	高等諸學校創設及擴張費受入金	滿洲國國防費分擔金受入金	國際聯盟各種委員會委員派遣費還金受入金	臨時物資供給收入	建築費寄附金	臨時部合計	歲入總計	歲出部
皇 室 費	昭和十二年	八九,九三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二,九二四,四七〇	—
	昭和十三年	二〇五,三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三,五九四,九七八	—
	昭和十四年	三〇六,九四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四,九九九,八五七	—
	昭和十五年	四七六,〇二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六,四四四,九八七	—
	昭和十六年	五八四,七七四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八,六〇一,六九五	—
	昭和十七年	—	五四,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	八,九八四,九二一	—
	昭和十八年	三〇,二七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三,二七五,一五一	—

昭和十二年 昭和十三年 昭和十四年 昭和十五年 昭和十六年 昭和十七年 昭和十八年

(單位千圓)

區 別	年 度	外務省所管	經常部	在外公館其他	臨時部	補助費其他	合計	內務省所管	經常部	內務本省及中央各官衙府縣及地方各官衙特別會計へ繰入	神宮費其他	計	臨時部	治水事業費其他
皇 室 費	昭和十二年	三,四五六	—	一四,〇〇八	一七,四六七	三三,六七六	五〇,一四三	—	—	一,〇三一	一,三五六	一,〇三一	—	三三六,九〇三
	昭和十三年	三,三〇二	—	一四,七三一	一八,〇三四	三〇,一四一	四八,一七五	—	—	一,〇一〇	一,四一八	一,〇一〇	—	二四五,九一五
	昭和十四年	三,七九四	—	一六,三四三	二〇,一三八	三六,七九七	五七,一三五	—	—	一,三四三	一,三八三	一,三四三	—	二八九,五六三
	昭和十五年	四,二二二	—	一六,九八三	二二,一九六	四五,五八三	六六,七七九	—	—	一,三四一	一,五三六	一,三四一	—	一八二,七三四
	昭和十六年	四,六三三	—	一七,七四四	二二,三七七	五一,六八八	七四,〇〇五	—	—	一,八三六	二,〇八二	一,八三六	—	二七〇,二八二
	昭和十七年	三,九四一	—	一〇,一八五	一四,一三七	二七,〇〇八	四一,一三六	—	—	二,四七九	二,二九一	二,四七九	—	三五五,〇三四
	昭和十八年	三,一四〇	—	九,八六四	一三,〇〇四	二一,三七五	三四,三四〇	—	—	二,一〇一	一,八八四	二,一〇一	—	三七五,六二一

外務省所管 經常部 在外公館其他 臨時部 補助費其他 合計 內務省所管 經常部 內務本省及中央各官衙府縣及地方各官衙特別會計へ繰入 神宮費其他 計 臨時部 治水事業費其他



區 別	年 度	
	昭和十二年	昭和十三年
合 計	三七一,九二一	三九一,〇九〇
大藏省所管		
大 藏 本 省	一,三九九	一,七三一
內閣其他中央各官衙	二,六九八	三,一〇〇
國 債 費	三九九,五三三	五〇二,四三五
貴族院並衆議院	四,六九〇	三,九六四
稅務官署及釀造試驗	二七,一八四	三一,八九五
所並稅關費	二〇,九四三	三三,四〇九
諸拂戻金其他	四五六,四三〇	五七六,五五八
臨時部		
陸軍省所管	五七,二五〇	四二四,六四三
合 計	五二六,六八五	九九一,二六八
經常部		
陸軍省所管	六六三,五二四	七四一,〇七〇
合 計	一,一八九〇,八七七	一,七三二,〇〇七
臨時部		
陸軍省所管	一,二七三,九六六	二,八七五,六八四
合 計	二,四六四,八四三	四,六〇七,七〇一
經常部		
陸軍省所管	七,三三三,五五八	八,〇八〇,一八四
合 計	一〇,八〇〇,〇〇〇	一二,〇〇〇,〇〇〇

昭和十二年 昭和十三年 昭和十四年 昭和十五年 昭和十六年 昭和十七年 昭和十八年

區 別	年 度	
	昭和十二年	昭和十三年
合 計	三七一,九二一	三九一,〇九〇
大藏省所管		
大 藏 本 省	一,三九九	一,七三一
內閣其他中央各官衙	二,六九八	三,一〇〇
國 債 費	三九九,五三三	五〇二,四三五
貴族院並衆議院	四,六九〇	三,九六四
稅務官署及釀造試驗	二七,一八四	三一,八九五
所並稅關費	二〇,九四三	三三,四〇九
諸拂戻金其他	四五六,四三〇	五七六,五五八
臨時部		
陸軍省所管	五七,二五〇	四二四,六四三
合 計	五二六,六八五	九九一,二六八
經常部		
陸軍省所管	六六三,五二四	七四一,〇七〇
合 計	一,一八九〇,八七七	一,七三二,〇〇七
臨時部		
陸軍省所管	一,二七三,九六六	二,八七五,六八四
合 計	二,四六四,八四三	四,六〇七,七〇一
經常部		
陸軍省所管	七,三三三,五五八	八,〇八〇,一八四
合 計	一〇,八〇〇,〇〇〇	一二,〇〇〇,〇〇〇

昭和十二年 昭和十三年 昭和十四年 昭和十五年 昭和十六年 昭和十七年 昭和十八年



年度

昭和十二年 昭和十三年 昭和十四年 昭和十五年 昭和十六年 昭和十七年 昭和十八年

區別	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
法務費其他	四三、七五七	四七、六九五	四七、〇七七	五〇、三三三	五五、五七六	五七、四六〇	五六、一六六
計	四四、四九九	四八、四九九	四八、三三八	五一、七三四	五七、二〇三	五九、二五六	五七、八二四
臨時部	三、八八八	四、一三三	四、八〇七	六、一五三	八、一三五	九、九八四	一三、三四七
調查諸費其他	四八、三八八	五三、五九三	五三、〇五五	五七、八八九	六五、三三九	六九、二四一	七一、一七一
合計	五二、二七六	五六、二二五	五六、一六四	六四、〇四二	七二、七〇七	七九、四六九	七九、一七一
經濟部所管							
文部本省	三、五九八	三、一〇一	三、四一六	三、八四五	四、一三三	四、五九九	一〇、〇五五
氣象臺	一、二九五	二、〇四五	三、五四八	五、二三一	六、七五六	九、七三三	一一、八八四
國民學校教員俸給負擔金	八五、三八三	八五、三三九	八五、三九九	九七、一七四	一〇一、九九〇	九七、七七一	一三三、八四〇
補助及獎勵費	一〇、四四〇	一〇、五四〇	一四、七四五	一七、二〇五	三〇、九九四	三三、〇八四	一七、三九五
大學及學校圖書館支出金	三、六五一	三、一六七	三、五八一	三、九八一	四、六六五	五、四三三	九、一一九
研究所及觀測所其他	二四五	二四六	二二五	三六四	七二五	一、四七四	一、五九二
計	一三三、三一四	一三三、四三一	一四一、五四四	一六三、八〇四	一七〇、九九三	一七〇、五九一	二六五、九六五

臨時部	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
營繕費其他	一一、三三七	一一、五一〇	一八、七八一	三、一五〇	七八、七七六	九二、四六三	一一四、一三七
合計	一二五、九四二	一二五、九四二	一六、三三六	一九四、九五四	二六九、七二〇	二九九、九八二	三八〇、〇九四
農林省所管							
農林本省、馬政局並食糧管理局	一、六四三	一、六四五	三、七二六	五、六八〇	六、二五一	六、八五二	六、六六五
森林費	二二、七八八	二七、二六三	二八、八七六	三〇、四八八	四六、八五一	五一、四五〇	五五、〇五四
試驗所及調查所費並生糸檢査所	三、四〇三	三、六一七	三、七二二	三、八七三	三、九四四	四、三五一	四、一九四
種馬場及種馬牧場並水産講習所	五、一八〇	三、七七七	五、一八八	五、四三七	六、二五三	六、四七四	五、九八四
補助費其他	八五一	八六〇	八七六	九二	九八六	一、〇一五	一、二四四
計	三三、七九七	三六、五六三	四二、三八〇	五五、四二二	六四、二八八	七〇、一四四	七三、一四〇
臨時部							
産業振興費其他	八二、五八五	九六、一五三	一八二、七五三	二七八、一五五	四八二、三三三	五三三、八三二	五九六、六八五
合計	一一五、三八二	一二二、七二七	二二五、一三三	三三三、五六八	五四六、六二二	六〇三、九六七	六六九、八二六
商工省所管							
商工本省及燃料局	二、二二七	二、三六六	二、五八九	二、七四四	二、七五〇	二、九八一	二、七三六



區 別	年 度	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
鐵山監督局	計	一、四六〇	一、四四九	一、七〇六	一、八二八	八七一	一、〇五三	一、一七一
試驗所及研究所		一、五五六	一、七二八	一、九七一	二、三三四	二、七三四	三、九八八	三、九九八
指導所檢査所及調查所其他		一、二四九	一、二四五	一、六二一	一、九五五	三、四三四	二、二九二	二、〇五九
特別會計へ繰入		—	—	—	—	—	一五、二五三	—
計		六、五〇三	六、七九〇	七、八七七	八、八四三	九、七八一	二五、四八〇	九、九三六
臨時部								
貿易對策費其他		二二、八九四	四五、九五九	八六、六六五	一三六、九〇二	二八一、九五〇	六八四、四八五	九一三、七一四
合 計		三六、三九八	五三、七三〇	九四、五四三	一四七、七四五	二九一、七三一	七〇九、九六六	九三三、六五一
經 常 部								
逕信本省、海務院及航空局		一、四〇二	一、六二九	二、四一〇	四、〇四五	四、五二四	五、三〇二	五、六五〇
逕信局、海務局		一、二九一	一、三三二	一、四一一	一、五二五	一、二九八	二、二七二	二、四七〇
年金及恩給		一七九、六〇一	一九二、二一〇	二二八、〇一六	二九五、二四一	三五四、九五五	四三三、六三一	四七八、六四一
商船學校其他		一、八三三	一、九三九	二、四八〇	三、一五四	四、九三〇	一〇、五五〇	一七、三三六
計		一八四、三二九	一九六、九五一	二四四、三三〇	三〇三、九五七	三六五、四九八	四四一、二四五	五〇三、九八九

區 別	年 度	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
臨時部								
補助及獎勵費其他		一八、一五〇	二四、九七四	五一、二二九	七三、六五三	八七、四五六	一〇五、二二六	一五六、六八七
合 計		二〇二、二八四	三三一、九二六	二九五、五三九	三七七、六一〇	四五二、九五七	五四六、四七二	六六〇、六六六
經 常 部								
厚生本省及中央各官衙		九九八	一、七八三	二、二二一	二、四八四	二、七九〇	三、五七九	二、九九九
軍事扶助費		三三、九一七	八四、六九一	七九、〇六五	五七、八九九	七三、三八五	八四、一九四	九〇、九九四
補助費其他		一一、八〇五	一七、三五九	二〇、八二二	二六、四九三	三三、四一九	四五、三三七	八六、八一四
計		四六、七二三	一〇三、七三四	一〇二、〇九八	八六、八七七	一〇七、五九五	一三三、一四〇	一八〇、七八八
臨時部								
補助費其他		一三、四五一	四七、〇六一	六二、九二九	六四、二一六	八一、二九一	一一一、七七八	一七二、五七二
合 計		六〇、一七四	一五〇、七九五	一六五、〇二七	一五〇、九九四	一八八、八八七	二五四、八八八	三五三、一五三
大東亞省所管								
經 常 部								
大東亞本省		—	—	—	—	—	一〇、五四六	一〇、七三一
在外公館及在外國居留民保護取締費		—	—	—	—	—	三六、二五一	三六、七二五
移住教養所其他		—	—	—	—	—	一五六	二〇〇







區分	一般會計より分離後第七十六回帝國議會迄	豫備費外豫算超過支出	第七十七回帝國議會分	第七十八回帝國議會分	第七十九回帝國議會分	第八十一回帝國議會分	合 算 現 計
公債金	一九、四五九	—	三、五七〇	二、八〇〇	一四、〇〇〇	一七、一六三	五六、九九四
借入金	—	—	—	—	—	三、三〇〇	三、三〇〇
北支事件借入金	三六	—	—	—	—	—	三六
他會計より受入	二、七四一	一九三	二二八	—	三、〇四〇	四、九一六	一一、一二一
一般會計	二、一二三	一九三	二二四	—	二、五二五	四、三三六	九、三九三
關東局	四九	—	—	—	五六	七一	一七八
通信事業	六九	—	—	—	六五	六四	一九八
帝國鐵道	一九〇	—	—	—	一六五	一一六	四七一
朝鮮總督府	二〇四	—	一〇	—	一六三	二〇三	五八一
臺灣總督府	八〇	—	二	—	四六	一〇二	二三二
樺太廳	二四	—	〇・五	—	一九	二二	六六
北支事件特別稅	八一	—	—	—	—	—	八三
軍費納金	四	—	—	—	二	—	二五
物品拂下代其他	四五	—	—	—	九五六	一、六〇〇	二、六〇三
雜收入	—	—	—	—	—	—	—

計 二二、三七一 一九三 三、八〇〇 二、八〇〇 一八、〇〇〇 二七、〇〇〇 七四、一六五  
 差引財源超過額 三六  
 備考 本表は昭和十八年度豫算提要に依る。 三六

十七 昭和十八年度一般會計 歳出豫算額費途別金額及割合  
 前年度比較表

費途別	區分	昭和十八年度豫算額		前年度豫算額		比較増△減	
		金額	歳出總額に對する割合	金額	歳出總額に對する割合	金額	割合
皇室費	經常部	四、五〇〇	〇・〇〇五	四、五〇〇	〇・〇〇五	〇	〇・〇〇〇
國債費	經常部	二、三五五、八五六	一・二七五	一、七九三、三三三	一・九二五	五六一、五二二	〇・〇一〇
年金及恩給	經常部	四七、七六一五	〇・三六〇	四二、一六八	〇・四三三	五五、九七六	〇・〇〇九
行政費	經常部	一、三五三、五六五	一・一六九	一、二六九、三三五	一・一八四	八四、二三〇	〇・〇〇七
	臨時部	五、三五四、二七〇	三・三〇五	三、三〇五、二六六	二・四四九	二、〇四九、〇一三	〇・〇一四
	計	六、七〇七、八五五	〇・五〇五	四、四七四、七七一	〇・四〇一	二、二三三、一八四	〇・〇一四
臨時軍事費特別會計へ繰入	臨時部	四、二三九、一七〇	三・三二三	二、六二三、二四三	六・八一五	一、六一五、九二六	〇・〇三九



費 途 別	區 分	昭和十八年度豫算額		前年度豫算額		比較増△減
		金 額	歳出總額に對する割合	金 額	歳出總額に對する割合	
地方分與稅分與特別會計へ繰入	經常部	五七三、二七〇	〇・四三二	四五一、六四〇	〇・四八六	一二九、五九七 △
	臨時部	七八一、一〇八		七二六、六七五		六四、四三三
其 他	經常部	一、二五、〇九八		六八三、〇三三		四三三、〇六六
	臨時部	一、八九、四四七		一、三九、八八八		四九七、七五九 △
補 助 費	經常部	八九、九五三		六六、七四三		二二、二一〇
	臨時部	二、〇五七、五三八		一、六三〇、九〇〇		四二六、六三八
軍 事 費	經常部	一、八三〇		二四、七八五		三三、九五五
	臨時部	〇		五〇、八四二		五〇、八四二
陸 軍 費	經常部	一、八三〇		七五、六二九		七三、七九七 △
	臨時部	〇		一六、三二〇		一六、三二〇
計		一、八三〇	・〇〇〇一	一六、三二〇		一六、三二〇
計		一、八三〇		一六、三二〇		一六、三二〇

年 度	一 般 會 計 決 算 並 に 豫 算	特 別 會 計 豫 算	豫 算 總 計				
				入 歳	出 歳	入 歳	出 歳
昭和十二年度	二、九一四	二、七〇九	二〇五一	一四、六四五	一三、二六九	二、五一六	一〇、六六〇
十三年度	三、五九四	三、二八八	三〇六一	一四、九七七	一四、二六六	八、四九六	八、三三六
十四年度	四、九六九	四、四九三	四七六一	一七、五四六	一六、七四四	一一、六二一	一一、三六三

十八 豫算純計表

年 度	一 般 會 計 決 算 並 に 豫 算	特 別 會 計 豫 算	豫 算 總 計				
				入 歳	出 歳	入 歳	出 歳
昭和十二年度	二、九一四	二、七〇九	二〇五一	一四、六四五	一三、二六九	二、五一六	一〇、六六〇
十三年度	三、五九四	三、二八八	三〇六一	一四、九七七	一四、二六六	八、四九六	八、三三六
十四年度	四、九六九	四、四九三	四七六一	一七、五四六	一六、七四四	一一、六二一	一一、三六三

備考 本表は昭和十八年度豫算提要に依る。

(單位百萬圓)



監 査 役 報 酬 税  
個 人 所 得 税  
種 目

百 萬 麻  
五、三五・一八  
一〇・一

年 度

年 度	一般會計決算並に豫算		特別會計豫算		豫算純計	
	入 歳	出 入	入 歳	出 入	入 歳	出 入
十五年度	六、四四四	五、八六〇	五八四二〇	一六七一九、二八八一三、八九〇一三、五六〇		
十六年度	八、六〇一	八、一三三	四六七二六、四九二二五、一六三一八、二七三一七、六一六			
十七年度	八、九八四	九、三一七	三三二四七、〇七〇	四五、〇九五、一七、六八六一七、〇四四		
十八年度	一三、二七五	一三、二七五	一五三、六三七	五、三四四二一、一六六二〇、三六四		

備考 昭和十二年度—十六年度は決算、十七、十八年度は豫算に依る。

特別會計歳入、歳出豫算額中には臨時軍事費特別會計豫算額及臨時陸軍材料資金特別會計豫算額を含まず。但し差引豫算純計額は臨時軍事費特別會計に關聯せる分を除きたるものを掲ぐ。

十九 各國租稅收入内譯表

一 獨逸租稅收入内譯 (一九三八年度)

法 人 所 得 税 (兵 役 税)	機 關 營 業 税	移 動 産 業 者 負 担 税	財 産 税	工 業 續 産 業 者 負 担 税	相 家 逃 亡 税	不 動 産 取 得 税	資 産 流 通 税	債 務 證 書 税	保 險 火 災 税	防 護 印 紙 税	競 馬 形 富 籤 税	手 形 富 籤 税			
二、四〇七・八	一六・六	〇・五	四・八	三九〇・六	一四四・五	一〇四・二	三四二・六	三、三五六・九	一〇五・七	五七・八	七三・三	一・五	五五・九	七五・五	七〇・一



備 考	關 統 骨		總 額	對 前 年 度	
	計 牌	計 稅		百 萬 國 麻	增 加 率
一、一九三九年度以降は總額を公表するに過ぎず。租稅收入内譯は一九三八年度に限られる。 二、一九三九年度以降總額左の如し。	一九三九年度	二二、五七五	二二、五七五	五、八六三	三三
	一九四〇年度	二七、二二〇	二七、二二〇	三、六四五	一五
	一九四一年度	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	四、七八〇	一七
	一九四二年度	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三、〇〇〇	九
	一九四一年迄は實績、一九四二年度は見積額。				

二 佛國租稅收入内譯 (一九四〇年度)

甘 沸 火 醋 屠 油 礦 點 燐 燐 火 麥 鹽 砂 煙 運 動	味 騰 補 酸 殺 脂 油 器 燈 寸 酒 寸 專 酒 糖 草 送 力	材 酒 充 具 益 益 車	稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 金 稅 金 稅 稅 稅 稅 稅
			一四〇・七
			三四二・九
			一、〇〇二・六
			三六八・一
			五九・九
			三六五・〇
			三一八・九
			一三・二
			七・七
			一五・四
			一〇七・一
			三〇二・一
			二〇一・八
			二・六
			〇・一
			四六・七
			〇・四







酒	砂	消	計	其	富	骨	映	自	鐵	賣	政	登	抵	印	所	登
精	糖	費		他		牌	畫	動	道	上	府	錄	當	紙	得	錄
製	製	稅		流		印	及	艇、	軌	免	及	及	稅	稅	に	稅
造	造			通		紙	興	自	道	許	紙	交	稅	稅	對	稅
稅	稅			稅		稅	業	動	及	稅	代	代	稅	稅	す	稅
				稅		稅	稅	車	道	稅	稅	稅	稅	稅	る	稅
				稅		稅	稅	及	改	稅	稅	稅	稅	稅	一	稅
				稅		稅	稅	良	良	稅	稅	稅	稅	稅	般	稅
				稅		稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅

一、二〇〇・〇	二一〇・〇	六五八・〇	二五〇・七	五〇五・〇	八・四	九九六	一四八・〇	七八・二	二、五五〇・〇	二五五・〇	四三〇・〇	一五〇・〇	八三〇・〇	一、〇五八・〇
---------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-------	------	---------	-------	-------	-------	-------	---------

一、二五〇・〇	二四〇・〇	九、四二二・二	三〇三・二	五三五・〇	九・〇	一〇一・六	一〇六・〇	七八・四	二二五・〇	四五〇・〇	一五五・〇	八三〇・〇	五、二〇〇・〇	一、二〇〇・〇
---------	-------	---------	-------	-------	-----	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	---------	---------

法	相	流	計	其	財	綜	獨	動	建	土	直	種	戰
人	續	通		他	產	合	身	產	物	地	接	目	時
財	續	稅		直	進	果	者	所	不	不	稅		利
產	續	稅		接	補	進	果	得	動	動	稅		得
稅	續	稅		稅	完	進	進	稅	產	產	稅		稅
稅	續	稅		稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅		計
稅	續	稅		稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅		稅

三 伊國租稅收入內譯 (單位百萬利)

一九三九年度	一九四〇年度
一四九・〇	一四九・〇
三五〇・〇	三五〇・〇
四、二〇〇・〇	四、三三二・〇
二二五・〇	二六〇・〇
四二〇・〇	四六〇・〇
一、三二五・〇	二、一三〇・〇
一四七・二	一六八・〇
六、八一六・二	七、八四九・〇
一九〇・〇	二〇〇・〇
二八・〇	二八・〇

六六、〇六四・七

八・〇



所得稅	總計	其他	煙草消費稅其他收入(專賣)	鹽消費稅	鐵油販賣稅(一九四〇年度)	鐵油製造稅	咖啡消費稅	小麥輸入稅	關稅及海關稅	諸種製造稅	麥酒製造稅	雜稅
-----	----	----	---------------	------	---------------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	----

四 英國歲入內譯

一九三九年度	一九四〇年度	一九四一年度
三九〇.〇	五二四.〇	七五六.〇
三三.〇	三三.〇	三三.〇
二六五.〇	二六五.〇	二六〇.〇
九,〇三七.五	九,〇〇〇.四	九,四〇〇.四
三,二二二.五	三,三三五.四	三,三五五.四
一,六〇〇.〇	一,九七〇.〇	一,九七〇.〇
四〇〇.〇	一七五.〇	一七五.〇
六〇.〇	六〇.〇	六〇.〇
一,〇五〇.〇	九二五.〇	九二五.〇
六六七.〇	七七四.〇	七七四.〇
三五.〇	五五.〇	五五.〇
一九三九年度	一九四〇年度	一九四一年度
三,四三四.七	三,四三四.七	三,四三四.七
二六,六七〇.六	二六,六七〇.六	二六,六七〇.六

附加所得稅	遺產稅	國防稅	超過利得稅	其他國內稅	關稅	消費稅	右二稅	自動車稅	雜收入稅	直接稅	間接稅	其他稅
-------	-----	-----	-------	-------	----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----

二十 最近に於ける各國所得稅率比較表

一九三九年度	一九四〇年度	一九四一年度
六九.〇	七六.〇	八〇.〇
七七.〇	八一.〇	八二.〇
二七.〇	二四.〇	二二.〇
〇.四	七二.〇	二一〇.〇
五八二.〇	七九二.〇	一,一四三.〇
二六二.〇	三〇五.〇	五七八.〇
一三七.〇	二二四.〇	三九.〇
四〇〇.〇	五二九.〇	二〇.〇
三四.〇	三八.〇	三九.〇
二〇.〇	三一.〇	二〇.〇
五六六(五六%)	七七八(五七%)	一一二九(六四%)
四〇〇(三九%)	五二九(三九%)	五七七(三二%)
五一(五%)	五一(四%)	五三(四%)



佛		獨		米			英		日		國別稅目
國	國	國	國	國	國	國	國	本	本		
一分	個人	個人	個人	附加	戰勝	普通	附加	普通	附加	綜合	分類
所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅
四〇・〇	二七・〇	五五・〇	六五・〇	四〇・〇	八二・〇	五〇・〇	四七・五	五〇・〇	二五・〇	七二・〇	一六・〇
一〇・〇	八・〇	一五・〇	〇・八五	二五・〇	一三・〇	五〇・〇	一〇・〇	三二・五	二五・〇	六・〇	九・〇

最高  
最低  
稅率(%)

戰勝稅は年六二四弗以上の個人所得に對し源泉課稅を爲す

賦課所得稅の最低は百分の一・六なり

考

伊

國	不動產所得稅	補完所得稅	動產所得稅
伊	一〇・〇	一〇・〇	二〇・〇
八・〇	一〇・〇	八・〇	

二二 各國一人當國稅負擔額

米	英	佛	伊	獨	日
國	國	國	國	乙	本
三五七・〇〇	五九五・九三	一、七一五・一〇	三六・六二	九三・九八	五六・二三
國麻	利	法	磅	弗	圓

註 一九四一年度實績による。但し伊國は一九四〇年度豫算。

二三 第二次大戰以後に於ける各國増新稅要覽

(主稅局國稅第一課 昭和十七年十二月調)

一 英 國



根據法規  
第一九三九年  
第二九三九年  
一九三九年  
十月十七日  
提出

増新税要領	増收見積額 (單位百萬磅)	備考
(一) 所得税	本年度 七〇 平年度 一四六	但し本年度に於ては全年度を通じて七志となる
(1) 標準税率引上 (五志六片より七志六片へ)		
(2) 免税點引下 (一二五磅より一二〇磅へ)		但し一九四〇年度より實施
(3) 輕減税率引上(一志八片より三志九片へ) (適用範圍一六五磅迄に擴張)		但し本年度に於ては一三五磅迄二志四片に
(4) 勤勞所得控除額引下(五分の一「最高三〇〇磅」より六分の一「最高二五〇磅」へ)		但し一九四〇年度より實施
(5) 既婚者に對する控除額引下 (一八〇磅より一七〇磅へ)		右に同じ
(6) 扶養子女に對する控除額引下 (一人に付六〇磅を五〇磅に)		右に同じ
(二) 附加所得税		
税率引上(一)二千磅以上五千磅以下の所得に		

對する課税率一磅に付一志一・八片乃至八志四・八片を一志三片乃至九志六片に	本年度 五 平年度 八	
(2) 五千磅を越ゆる所得に對し九志を九志六片に		
(三) 遺産税		
税率引上(1)千磅以上五千磅以下に對し一〇%増率	本年度 一・五 平年度 六	
(2) 五千磅以上に對する附加税を一〇%より二〇%に増率		
(四) 超過利得税 (新設)	不 明	
一九三九年四月以降每一ケ年の利益が戦前の標準利得額を超過する分に對し六〇%課税		
(五) 關稅及消費稅		
(I) 酒精飲料	本年度 三〇・六五 平年度 六・六	
一ガロンに付十志増徴		
(2) 麥 酒		
三六ガロンに付一磅四志増徴		



根據法規

増新税額

増収見積額  
(單位百萬磅)

備

考

- (3) 葡萄酒  
一ガロンに付二志乃至四志増徴
- (4) 砂糖  
一ハンドレットウエイトに付八志一・七片乃至九志四片増徴

外に糖蜜、葡萄酒、サツカリンの増税あり

- (5) 煙草  
一封度に付二志増徴

(一) 所得税

第一九四〇年  
第一九四一年  
第一九四二年  
四月三日提出

- (1) 標準税率引上(七志より七志六片)
- (2) 以下の改正は一九三九年第二財政法に含

まれたるも今年度より實施

- (a) 輕減税率を標準税率の三分の一より二分の一に引上但し適用範圍を一九二五磅より一〇二〇磅に擴張

合計	本年 一〇七・一五
本年 度	二二六・六
本年 度	四・二五
本年 度	六一・二五

但し超過所得税による  
收入を含まず

- (b) 免稅點引下(一二五磅より一二〇磅に)
- (c) 勤勞所得控除額引下  
(所得に對する五分の一「最高三〇〇磅」より六分の一「最高二五〇磅」)
- (d) 既婚者に對する控除額引下(一八〇磅を一九〇磅に)
- (e) 扶養子女に對する控除額引下(一人に付六〇磅を五〇磅に)

- (二) 附加所得  
免稅點引下(年收二千磅より千五百磅に)

- (三) 遺產税  
免稅防止に關する諸規定の改正

- (四) 關稅

- (1) 酒精飲料  
一ブローフガロンに付一五志増徴
- (2) 麥酒

本年 度	〇・一	但し一九四二年より實
本年 度	〇・五	施
本年 度	二三・九五	
本年 度	二六・三	



根據法規

增 新 稅 要 領

增收見積額 (單位百萬磅) 備 考

三六ガロンに付一七志増徴	
(3) 煙 草	
一封度に付四志増徴	
(4) 燐寸及ライター	
マッチ箱(十本未滿入)に付六志一片増徴	
ライター一箇に付二志増徴	
(五) 消 費 稅	
(1) 酒 精 飲 料	本年度 二二・一五
一ブルーフガロンに付一五志増徴	平年度 二五・七
(2) 麥 酒	
三六ガロンに付一七志増徴	
(3) 煙 草	
一封度に付四志増徴	
(4) 燐寸及ライター	

第一九〇年  
第二九四〇年  
第三九四〇年  
出十年一三日月提

燐寸千箱に付六志増徴		
ライター一箇に付一志六片増徴		
(六) 超 過 利 得 稅		
尙四月豫算に提案せられざるもその後於て超		
過利得稅の稅率引上あり(六〇%を一〇〇%に)		
(一) 所 得 稅		
(1) 標準稅率引上(七志六片より八志六片に)	小計	八八・七
(2) 輕減稅率引上(三志九片より五志に)	平年度	一三・七五
(二) 附 加 所 得 稅	增收見積額は	四〇
稅率の引上	本年度	六〇
二、〇〇一磅—二、五〇〇磅	平年度	八四
一志三片より二志	本年度	八
二、五〇一磅—三、〇〇〇磅	平年度	一一
一志六片より二志		
三片に		
三、〇〇一磅—四、〇〇〇磅		
一志六片より三志		
三片に		



根據法規

增收見積額  
(單位百萬磅)

備

考

增 新 稅 額  
(中 略)

二〇、〇〇〇磅—三〇、〇〇〇磅 九志より九志  
六片に

三〇、〇〇〇一磅以上九志六片變化なし

(三) 遺 産 稅

稅率引上(但し遺產額一萬磅以上に對し)

一〇、〇〇〇磅—一二、五〇〇磅 五・五%より  
六%へ

一二、五〇〇磅—一五、〇〇〇磅 六・六%より

七・二%へ

(中 略)

五〇、〇〇〇磅—五五、〇〇〇磅 一八%より一

九・五%へ

(中 略)

二、〇〇〇、〇〇〇磅以上六〇%より六五%へ

本 年 度 一  
平 年 度 六

(四) 關 稅

(1) 麥 酒

三六ガロンに付一六志増徴

本 年 度 七・五  
平 年 度 一一

(2) 葡 萄 酒

一ガロンに付二志乃至四志増徴

(3) 煙 草

一封度に付二志増徴

(五) 消 費 稅

(1) 麥 酒

三六ガロンに付一六志増徴

本 年 度 七・七  
平 年 度 一三・一五

(2) 葡萄酒その他

一ガロンに付二志増徴

(3) 煙 草

一封度に付二志増徴

(六) 娯 樂 稅

稅率引上

本 年 度 一・八  
平 年 度 四



根據法規

(七) 仕 入 税 (新設)

增收見積額

備

考

一九四一年  
財政法  
四月七日提出

(一) 所 得 税

(1) 標準税率引上(八志六片より一〇志に)

(2) 軽減税率引上(五志より六志六片に)

(3) 勤勞所得に對する控除引下(六分の二「最  
高一五〇磅」より十分の二「最高一五〇磅」に

(4) 既婚者に對する控除額の引下(一七〇磅  
より一四〇磅へ)

(5) 獨身者に對する控除額の引下(一〇〇磅  
より八〇磅へ)

(6) 免稅點の引下(一一〇磅より一〇〇磅へ)

年度	本 年度	平 年度	合 計	小 計	平 年度	本 年度
增收見積額	一五一	三五二・九	二一四・五	二二五・八	一一〇〇	一四〇〇
備考	二五三					

控除額の引下により過  
加納税の納付すべき額  
額に關しては議會の議  
むるに從ひる戦後債權  
者の國に對する償還と  
し取扱はるる

一九四二年  
財政法  
四月十二日提出

(一) 所 得 税

八億三千百六十六萬磅

(1) 妻の勤勞所得に對する控除額の引上(四  
五磅より八〇磅に)

(2) 農業所得についての課稅方法の改正(百  
磅以上のものにつきてはB種に屬せしめ百磅

◎第二次大戰勃發以來の增收見込總額

(本年度增收見込總額合計)

年度	本 年度	平 年度	合 計	本 年度	平 年度
增收見積額	〇〇・六四	〇〇・八四	一一五〇・三六	二五二・一六	二五二・一六

不明

(三) 消 費 税

藥品に對する課稅の廢止並に藥品の免稅稅の廢  
止

超過利得稅の税率は變  
更なきも内二〇%は戰  
後納稅者に拂戻



根據法規

増新税要綱  
未滿のものにつきては、全年價格に對してではなく之を三度に分けてB種に屬せしめて課税)

増收見積額  
(單位百萬磅)

(二) 消費税(仕入税、娛樂税を除く)  
本年度 五〇  
平年度 五六

(1) 英國製酒精  
一ブルーフガロンに付三磅増徴

(2) 麥酒  
三六ガロンに付一磅一七志一<sup>1</sup>/<sub>2</sub>片増徴

(3) 甘味酒  
非沸騰性のもの

一ガロンに付六志増徴

(4) 煙草  
一封度に付一〇志増徴

(三) 關稅  
本年度 九七  
平年度 九八

全般に亘つて増徴

(四) 娛樂稅  
本年度 一二  
平年度 一四

(五) 仕入稅  
本年度増減なし  
平年度 五減  
小計 一四五

(註) 第二次大戰勃發以來の増税見込額。  
平年度九億七千六百萬磅。

二米國

根據法規

一九四〇年  
第一次歲入法

増新税要綱

増收見積額  
(單位百萬弗)  
平年度 二五二

(イ) 恒久的改正

(二) 個人所得稅

(1) 最低生活の控除引下

獨身者(1,000弗より800弗)



根據法規

増新税要額

増収見積額  
(單位百萬弗)

備

考

家長又は既婚者(二、五〇〇弗より二、〇〇〇弗)

(2) 附加所得税の税率引上げ

四、〇〇〇弗—六、〇〇〇弗四%變化なし

六、〇〇〇弗—八、〇〇〇弗五%より六%

八、〇〇〇弗—一〇、〇〇〇弗六%より八%

一〇、〇〇〇弗—一二、〇〇〇弗七%より十%

九〇、〇〇〇弗—一〇〇、〇〇〇弗五%より五六%

一〇〇、〇〇〇弗以上税率變化なし

(一) 法人所得税

内國人税率一%引上

平年度

七〇

(a) 純所得税二五、〇〇〇弗を超える法人  
一八%より一九%

但し純所得が二五、〇〇〇弗を僅かに超ゆる法人にありては三、七七五弗(舊法三、五二五弗)に二五、〇〇〇弗を超える部分の三三%(舊法三二%)に等しき額を加算したる額を選択し得る

(b) 純所得二、五〇〇弗を超える法人

五、〇〇〇弗以下一二・五%より一三・五%

五、〇〇〇弗—二〇、〇〇〇弗一四%より一五%

二〇、〇〇〇弗を超えるもの一六%より一七%

(ロ) 臨時的改正

(一) 所得税



根據法規

増新税要領  
 恒久的改正に基いて算定せられたる税額にその一〇%を増徴但し本附加税は所得税控除後の所得額の一割を超過することを得ぬ  
 増収見積額 (單位百萬弗)  
 平年度 一三五  
 法人所得税  
 個人所得税  
 一九四〇年七月一日より  
 一九四五年六月末日迄實施

(二) 超過利得税 (後申告價格超過利得税と改稱) 一〇%増徴  
 (二)(三)にて  
 平年度 一二  
 一九四〇年七月一日より  
 一九四五年六月末日迄實施

(三) 資本株式税  
 資本の改訂申告價格一、〇〇〇弗に付一弗を一弗十仙に引上  
 平年度 二九  
 一九三九年七月一日より  
 一九四四年六月末日迄實施

(四) 遺産税  
 一九四〇年度歳入法施行期日より向ふ五ヶ年間の死亡者に限り一〇%増徴  
 平年度 三

(五) 贈與税  
 一〇%増徴  
 平年度 三  
 一九四一年一月一日より  
 一九四五年十二月末日迄實施

(六) 消費税  
 (1) 蒸溜酒精税  
 平年度 三  
 一九四〇年七月一日より  
 一九四五年六月末日迄實施

蒸溜酒精一ブルーフガロンに付二弗二五仙 (1)(2)にて  
 より三弗へ、ブランドー一ブルーフガロン 平年度 一二五  
 に付二弗より二弗七十五仙へ

(2) 葡萄酒税その他  
 非沸騰性葡萄酒一ワインガロンに付五仙より六仙へ

非沸騰性葡萄酒一五仙より一八仙へ  
 // 二五仙より三〇仙へ

沸騰性葡萄酒二仙半より三仙へ  
 // 一仙より一仙半へ

リキニール、保命酒、その他一仙より一仙半へ

(3) 煙草税  
 平年度 三四・五  
 紙巻千本に付重量三封度以下のもの三弗より三弗二五仙へ  
 紙巻千本に付重量三封度を超ゆるもの七弗



根據法規

増新税要領  
二〇仙より七弗八〇仙へ

増収見積額  
(單位百萬弗)

備

(4) 製造者消費税

ガソリン一ガロンに付一仙より一・五仙へ

燐寸千本に付五仙より五・五仙へ

自動車賣價の二―三%より二・五―三・五%へ

ラヂオ賣價の五%より五・五%へ

化粧品賣價の一〇%より一・一%へ

電力賣價の三%より三・三三%へ

(5) 入場料税

税率据置免稅點引下四〇仙より二〇仙へ

(6) 俱樂部税

社交、競技、運動等の俱樂部に對する入會費、會費に對する現行一〇%の税率を一%

%へ

(7) 特別雜種税

平年度 六二・四

一九四〇年  
第二次歲入  
法

安全貯藏函税一〇%より一・一%へ

石油運搬税四%より四・五%へ

電信電話通信税五〇%より五五%へ

(8) 印紙税

株式發行税一〇〇弗に付一〇仙より一・一仙へ

株式移轉税一〇弗に付四仙より五仙へ

債務證書移轉税一〇〇弗に付四仙より五仙へ

骨牌税一箱に付一〇仙より一・一仙へ

(一) 一九四〇年超過利得税(新設)改訂超過利得純所得に付二萬弗以下の部分に對する二五%より五十萬弗を越ゆる部分に對する最高五〇%に至る超過累進税率を課す

(二) 法人所得税

内國法人の中純所得二萬五千弗を越ゆる法人に

平年度 九億九千四百萬弗

本年計 五二・五

合年計 一、〇〇〇〇

十八年度 九千四百萬弗

六・七  
は臨時的改正による税率は國防税率とせられる

一九四〇年一月一日以降に開始する課稅年税に付適用さる



根據法規

一九四一年  
九月十日  
一九四二年  
九月十日  
施行

增收見積額  
(單位百萬弗)

備

考

付稅率を一九%より二二%に引上(國防稅率に  
よれば二〇・九%より二四%に引上)

すべて平年度  
(一) 一、一四四・六

(一) 個人所得稅

(イ) 人的控除の引下

獨身者八〇〇弗より七五〇弗へ

家長若くは婚姻者二、〇〇〇弗より一、五〇〇  
弗へ

(ロ) 附加所得稅

免稅點撤廢、稅率引上

二、〇〇〇弗以下

六%

二、〇〇〇弗—四、〇〇〇弗

九%

四、〇〇〇弗—六、〇〇〇弗

一三%

(中 略)

二、〇〇〇、〇〇〇弗—五、〇〇〇、〇〇〇弗

七六%

五、〇〇〇、〇〇〇以上

七七%

(ハ) 選擇所得稅 (創設)

所得三千弗以下にしてその源泉が俸給、賃銀、  
配當金、利子等よりなる者は左表によつて所  
得稅を納付することを選択し得べきものとさ  
れた

所 得 獨身者 家長又は  
婚姻者

一 弗 — 七五〇弗 〇弗 〇弗

七五〇弗 — 七七五弗 一弗 〇弗

七七五弗 — 一八〇〇弗 二弗 〇弗

(中 略)

一、五〇〇弗—一、五二五弗 六三弗 一弗

一、五二五弗—一、五五〇弗 六五弗 二弗

(中 略)

二、九五〇弗—二、九七五弗 一九四弗 一二一弗

二、九七五弗—三、〇〇〇弗 一九七弗 一二三弗



根據法規

(二) 法人 稅 額  
增收見積額 (單位百萬弗)  
(二)及(三) 一、三八二・一

(イ) 普通所得稅率は國防稅率に改訂普通所得稅純所得二五、〇〇〇弗を超える法人に付ては普通所得稅純所得の二四%同二五、〇〇〇弗以下の法人

五、〇〇〇弗以下 一五%  
五、〇〇〇弗—二〇、〇〇〇弗 一七%  
二〇、〇〇〇弗以上 一九%

(ロ) 國防稅の廢止

(ハ) 附加所得稅の創設  
法人附加所得稅純所得

二五、〇〇〇弗以下 六%  
二五、〇〇〇弗以上 (超過累進稅率) 七%

(三) 超過利得稅

(イ) 稅率引上

改訂超過利得稅所得

二萬弗以下	三五%
二萬弗—五萬弗	四〇%
五萬弗—十萬弗	四五%
十萬弗—二十五萬弗	五〇%
二十五萬弗—五十萬弗	五五%
五十萬弗以上	六〇%

(ロ) 拂込資本控除法に基く控除額の引下拂込資本五百萬弗以下のものに付ては拂込資本の八%、拂込資本五百萬弗を超えるものに付ては十萬弗に五百萬弗を超えるもの、七%を加へたる額と改定

(四) 資本株式稅

資本の改訂申告價格千弗に付一弗十仙なるものを一弗二五仙に引上、國防稅率は廢止

(五) 申告價格超過利得稅

(四) (七) 一七九・九



増徴法規

法人の純所得が直前の課税年度末現在の資本の改訂申告価格の一〇%を超え一五%以下の部分に對し六・六%、一五%を超えたる部分に對し一三・二%と改正、國防税率は廢止

増収見積額  
(單位百萬弗)

備

考

(六) 増徴 續 稅

純遺產額	税率
五千弗以下	三%
五千弗—一萬弗	七%
一萬弗—二萬弗	一一%
(中) 略	
三百五十萬弗—四百萬弗	五九%
(中) 略	
八百萬弗—一千萬弗	七六%
一千萬弗以上	七七%

(七) 贈 與 稅

税率引上 純贈與額	税率
五千弗以下	一二・二五%
五千弗—一萬弗	五・二五%
一萬弗—二萬弗	八・二五%
(中) 略	
八百萬弗—一千萬弗	七五%
一千萬弗以上	五七・七五%

(八) 八四六・八

(八) 消 費 稅

- (イ) 税率の引上
- (1) 骨牌稅一仙を一三仙へ
- (2) 安全貯藏筒使用稅  
使用料の一・一%より二・〇%へ
- (3) 蒸溜酒精稅  
一ブルーフガロン三弗(ブランドー)は二・七



根據法規

増新税要領  
五弗)をブランドーをも含めて四弗へ

増収見積額  
(單位百萬弗)

備

考

(4) 葡萄酒税  
酒精分含有量

一四%以下のもの六仙を八仙へ

一四%—二一%のもの一八仙を三〇仙へ

二一%—二四%のもの三〇仙を六五仙へ

二四%以上のもの蒸溜酒精と同率

(5) タイヤ、チューブ税

タイヤ一封度に付二・五仙を五仙へ

チューブ一封度に付四・五仙を九仙へ

(ロ) 国防税率が恒久化せられたるもの二四種  
あるも略

(ハ) 課税基準の改正且税率の引上をなされた  
るもの

(1) 入場税

入場料一〇仙又はその端数には一仙、免税  
點廢止

(2) キャパレ、屋上庭園税

入場税その他の支拂の五%

(3) 俱樂部税

免税點の引下、国防税率の恒久化

(4) 自動車税

トラック車臺、トラック車體、バス車臺、

バス車體等賣價の二・五%より五%へ

その他のもの賣價の三・五%より七%へ

(5) ラヂオ、蓄音機、レコード、樂器、賣

價の五・五%より一〇%へ

(6) 冷蔵器具税

賣價の五・五%より一〇%へ

(以下略)

(11) 新 税



根據法規

増新税要領	増收見積額 (單位百萬弗)
I 新製造者消費税	
(1) 運 動 具	賣價の一〇%
(2) ト ラ ン ク 等	" "
(3) 電氣瓦斯器具	" "
(4) 寫 眞 器 具	" "
(5) 電氣裝飾裝置	" "
(6) 事務用器具	" "
(7) ゴ ム 製 品	" "
(8) 洗 濯 機 械	" "
(9) 光 學 機 械	" "
(10) 電 球	五%
II 新小賣業者消費税	
(1) 寶 石	賣價の一〇%
(2) 毛 皮	" "
(3) 化 粧 用 器	" "

備 考

一九四二年  
歲入法

第二次大戰以來の増收見積總額  
五四億四千七百四十萬弗

(一) 個人所得税

(イ) 人的控除の引下

- (1) 獨身者七五〇弗より五〇〇〇弗へ
- (2) 家長又は既婚者

二、八七二

歲入法原文入手不能の  
爲斷片的資料により左  
の註を附し作成す  
「註」印は政府提出原案

III 通 行 税

運賃の五%

IV 自動販賣機税

年一〇弗及五〇弗

V 撞球場税、球戲場税

年一〇弗撞球場の所有者が納税義務者なり

VI 自動車、短艇使用税

(1) 自動車 年五弗

(2) 短 艇 五弗より二百弗に至る課税

あり

小  
平年度計 三、五五三・四



根據法規

增新稅要領

增收見積額  
(單位百萬弗)

備考

一、五〇〇弗より一、二〇〇弗へ

(3) 扶養家族 四〇〇弗より三〇〇弗へ

(4) 稅率引上

附加稅率 最低六%より一三%へ  
最高七七%より八二%へ

(2) 法人所得稅  
附加稅率引上 六%又は七%より一〇%又は一

二、二五〇

六%へ

(3) 戰勝稅 (新設)

三、六五〇

週十二弗 (年六二四弗) 以上の個人所得に付五

普通稅率は不變 (一五%乃至二四%)

%の源泉課稅 (戰後一定率にて拂戻)

(4) 超過利得稅

三九〇

稅率引上

最低三五%より九〇%へ  
最高六〇%より九〇%へ

戰後一〇%拂戻

(五) 消 費 稅

稅率引上

(政府原案增收見積額  
七五八  
一、三四〇)

(1) 寫眞機稅 賣價の一〇%より二五%

(2) 送油管稅 送油量の四・五%より一〇%へ

(3) ガソリン稅 一ガロンに付一・二仙より三仙へ

(4) 機械油稅 一ガロンに付四・五仙より一〇仙へ

(5) 麥酒稅 一樽に付六弗より八弗へ

(6) 蒸溜酒精稅 一ガロンに付四弗より六弗へ

(7) 葡萄酒稅

(1) 非沸騰性

酒精含有量一四%以下



根據法規

増新税額

増収見積額  
(單位百萬弗)

備

考

一ガロンに付八仙より一五仙へ

// 一四%—二一%

// 三〇仙より五〇仙へ

// 二一%以上

// 六五仙より一〇〇仙へ

(ロ) 沸騰性

半バイントに付七仙より一〇仙へ

(ハ) 人工炭酸化葡萄酒

半バイントに付三・五仙より五仙へ

(ニ) リキユール、甘露酒等

半バイントに付三・五仙より五仙へ

(8) 清涼飲料税

(イ) 一〇仙を超えざる小瓶に付一仙

(ロ) 瓶詰の飲料に用ひられざる炭酸ガス

一瓶に付八〇仙

(9) 菓子並にチューインガム税  
賣價の一五%

(10) 煙草税

(イ) 葉巻煙草

小賣價格一本二—五仙、千本に付二五弗

(以下略)

(ロ) 嘴煙草

一封度に付一八仙より三六仙へ

(ハ) 紙巻煙草

千本に付三・二五弗より三・五〇弗又は

四弗へ

(11) 紙巻煙草

用紙及チューブ税

用紙又はチューブ二五に付〇・五仙

(12) 通信税

(イ) 電話



根據法規

增新稅要領

二五仙以上五〇仙毎に五仙より五仙乃至十五仙、二五仙以上二五仙毎五仙へ

(ロ) 電信

料金の一〇%より一五%へ

(ハ) 地方電話

料金の六%より一〇%へ

(13) 通行稅

運賃の五%より一〇%へ(座席及寢臺二〇%)

小計

九、九二

第二次大戰以來の増收見積額

一五三億六千七百四十萬弗

三獨國

根據法規

增新稅要領

一九三九年 (一) 戰時個人所得稅附加稅新設個人所得稅の五

増收見積額

本年度 (單位億國幣) 一一

備考 (一) 増收見込額中本

増收見積額 (單位百萬弗)

備考

九月四日戰時經濟令

割増徴

(一) 麥酒及煙草戰時附加稅新設小賣價格の百分の二十を徴收

本年度

二五

(二) 火酒戰時附加稅新設酒精一ヘクトリットルに付二七五國幣より三七五國幣に引上

本年度

一六八

(三) 沸騰酒戰時附加稅新設一壇に付一國幣及五〇國幣

年度分は一九三九年實績を示し、本年度分は一九四〇年度實績を示す。今大戦による占領地にして大獨逸國の行政區劃に編入せられたものには夫々國稅を施行しつゝあり。一九四〇年に於ては増稅なし。

(四) 州、市町村及其他公共團體の戰時納付金新設

不明

(一) 州は個人所得稅、法人所得稅及賣上稅收入の分與額の百分の十五を國に納付す

(二) 市町村は國に對し毎月左に掲ぐる金額を納付す

農業及林業地租の課稅標準額の百分の二・五

不動産地租の課稅標準額の百分の五

營業稅の課稅標準額の百分の七・五



根據法規

増新税要綱  
 市民税の課税標準額の百分の十  
 一九三九年九月五日命令  
 礦油税の増徴  
 一ドツベルチエントナーに付一國麻及三八〇國麻なりしを三九〇國麻乃至八・八〇國麻に引上  
 一九四〇年 一般的に増税なし

増收見積額 (單位億國麻)

不明  
合年計  
平年度  
四一

一九四〇年に於ては一般に増税なく波蘭を對する社會調和税を施行せるに過ぎず

一九四一年六月二十一日命令  
 (一) 利益配當税新設  
 配當が拂込資本の六%を超ゆる時は超過配當の五〇%—四〇〇%  
 不明  
 一九四一年八月二十日命令  
 (一) 戦時法人所得税附加税新設  
 法人所得税の百分の二十五徴收  
 不明  
 一九四一年十月三十一日命令  
 (一) 煙草戦時附加税の増徴  
 小賣價格の百分の五十(舊百分の二十)を徴收  
 不明  
 (二) 佛脱酒戦時附加税の増徴  
 不明

一九四二年四月十日命令

一 壘に付三國麻(舊一國麻)又は一・五〇國麻(舊〇・五國麻)を徴收  
 不明  
 (三) 火酒戦時附加税の増徴  
 火酒一ヘクトリットルに付三七五國麻より四七五國麻に引上  
 不明  
 (一) 利潤引渡制度の新設  
 一九四一年分より一九三八年の利潤の一倍半を超ゆる利潤に付  
 不明  
 個人  
 超過利潤の二五%  
 法人  
 超過利潤の三〇%  
 (二) 法人所得税増徴  
 所得五十萬國麻を超ゆる法人に付戦時附加税を加へ五五%(舊五〇%)を徴收  
 不明

四 佛

國



根據法規

增新稅要領

增收見積額

考

一九三九年  
九月一日命

(一) 臨時國民稅引上

職業所得に對する稅率百分の二を百分の四に引上十八歳乃至四十九歳の男子にして軍役に服せざる者に對しては百分の十五の稅率により課稅

(二) 國防企業利益制限稅引上

(1) 供給、土木又は運送契約  
最高取引高の四% (舊五%) の利益を認め殘餘の利益は全部徵收

(2) 手間仕事契約

最高取引高の八% (舊九%) 迄の利益を認め殘餘の利益は全部徵收

(3) 未託買入契約

最高取引高の一六% (舊一八%) 迄の利益を認め殘餘の利益は全部徵收

一九三九年 延長労働時間の報酬に對する課稅新設

一九四〇年度五五億法

十月二十七  
日命令

延長労働時間 (一週四十時間を超ゆる部分) の報酬の百分の四十

(一) 臨時國民稅引上

職業所得に對する稅率百分の四を百分の五に引上

(二) 俸給業所得稅

賦課々稅を源泉課稅に改正徵收方法改正により增收化

(三) 所得稅課稅制限廢止

一般所得稅の課稅最高限 (純所得額の百分の三十二) の廢止

所得稅の合計額を當該納稅義務者の總所得の百分の五十に制限したるを廢止

一般商工業利益制限稅新設

(一) 製造業、採掘業及卸賣業

利益金額を取引高に對する割合により四區分し

一九三九年  
十一月三十  
日命令

不明

不明

不明

不明



根據法規

増新税要領  
夫々その百分の二十五、五十、七十五、百を徵收（即ち最高取引高の四%までの利益を認め残餘を徵收）

増收見積額

備

考

(二) 小賣法、加工業、銀行業、保險業其他

右同様の方業により最高取引高の一〇%迄の利益を認め残餘の利益を徵收

(三) 仲立法、問屋業、物品貸付業、勞務提供業  
右同様の方業により最高取引高の二〇%迄の利益を認め残餘の利益を徵收

五伊國

根據法規

増新税要領  
一九三九年十月

増收見積額  
三十五億六千萬利

備

考

一九三九年十月

(一) 取引高税整理統合  
煩雜なる各種の取引税を整理統合、税率百分の二

一九四〇年六月十一日法律

(二) 財産税新設 税率〇・五%

五億利

非戦闘員に對する二五%戦時附加税新設  
補完所得税戦時附加税新設。補完所得税の百分の二十五乃至百分の百

不明

一九四〇年六月二十五日法律

(一) 臨時重役報酬税新設

不明

一九四〇年七月一日法律

課税報酬額一萬利を超える部分に付百分の五乃至百分の二十

(二) 戦時景氣利得税新設

超過所得に付百分の十乃至百分の六十



補遺

一 昭和十九年度増税表 (大藏省発表)

直接税

所得税

分類所得税

第一 不動産所得

六 百圓以下

六 百圓超

第二 配当利子所得

甲種 (税率中括弧内は施行地外居住者または施行地外法人の受くるもの)

一、國債の利子

二、國債以外の公債及政府保証社債の利子

三、銀行預金の利子及合同運用信託の利益

元本五千圓以下、元本五千圓超

(括弧内は現行率)

十四

十六

十九  
廿一

九(十六)

十四(廿一)

十三(廿三)  
十九(廿九)

十五(廿二)

五(五)、廿  
(卅)

補遺

一 昭和十九年度増税表

四、銀行貯蓄預金及産業組合貯金等の利子

元本五千圓以下、元本五千圓超

五、利益利息の配当または剰餘金の分配

産業組合等より受くるもの

その他

六、その他

乙種 業所得

甲種 業所得

千圓以下

千圓超

乙種 業所得

千圓以下

千圓超

丙種 業所得

千圓以下

千圓超

第四 勤勞所得

施行地外居住者が内地法人より受くる利益處分の賞與

十(十七)

十五(廿二)

十五(廿二)

十五(廿二)

十五

十五

五(五)、十  
五(廿五)  
十九(廿六)  
(一割控除廢止)  
廿(卅)  
廿

十三  
十

十五  
十八

十二  
十

十五  
十八

十二  
十

十五  
十八







清算所得	各事業年度の資本	同族會社に對する加算税	五萬圓以下	五萬圓超	十萬圓超	五十萬圓超	百萬圓超	特別法人税	各事業年度の剩餘金	清算剩餘金	營業税	補 各事業年度の純益	遺 臨時利得税
廿五	千分一・五	廿四	廿六	四十八	六十	七十二	十二・五	一・五	一・五	一・五	二	二	二
卅	千分三	卅	四十五	六十	七十四	削除	廿	廿	廿	二	二	二	

（法人）	資本金額の一割超	同	同	同	（個人）	營業利得	譲渡利得	十萬圓以下	十萬圓超	三十萬圓超	配當利子特別税	地租	家屋税
五十五	六十五	七十五	七十五	七十五	卅五	卅五	卅五	廿五	四十	五十五	十五	賣貸價格の百分二	賣貸價格の百分一・七五
六十	七十	八十	八十	八十	据置	据置	卅	卅	四十五	六十	廿五	百分三	百分二・五

資本金額十萬圓以下の法人に限り右各稅率を百分の十宛輕減す（現行と同じ）



相続税

家督相続

遺補

一 萬圓以下の金額  
 一 萬圓を超える金額  
 二 萬圓同  
 三 萬圓同  
 四 萬圓同  
 五 萬圓同  
 七 萬圓同  
 十 萬圓同  
 十五 萬圓同  
 二十 萬圓同  
 三十 萬圓同  
 四十 萬圓同  
 五十 萬圓同  
 七十 萬圓同  
 百 萬圓同

第一種 千分の三三(一一)

二〇(一八)  
 二七(二四)  
 三五(三〇)  
 五〇(四〇)  
 七五(六〇)  
 一〇五(八五)  
 一三五(一一〇)  
 一六五(一三五)  
 一九五(一六〇)  
 二三〇(一八五)  
 二六五(二一〇)  
 三〇〇(二四〇)  
 三三五(二七〇)  
 三六五(三〇〇)

第二種 千分の二〇(一八)

二六(二四)  
 四〇(三六)  
 五五(五〇)  
 七五(六五)  
 一〇〇(八五)  
 一三〇(一〇五)  
 一六〇(一三〇)  
 一九〇(一五五)  
 二二五(一八〇)  
 二六〇(二〇五)  
 三〇〇(二三〇)  
 三四〇(二六五)  
 三八〇(三〇〇)  
 四一五(三三五)

第三種 千分の二六(二四)

四〇(三六)  
 五五(五〇)  
 八〇(七〇)  
 一一〇(九五)  
 一四〇(一二〇)  
 一八〇(一五〇)  
 二二〇(一八五)  
 二六〇(二二〇)  
 三〇〇(二五五)  
 三四〇(二九〇)  
 三八〇(三二五)  
 四二〇(三六〇)  
 四六〇(三九五)  
 五〇〇(四三〇)

遺産相続

五千圓以下の金額  
 五千圓を超える金額  
 一 萬圓同  
 二 萬圓同  
 三 萬圓同  
 四 萬圓同  
 五 萬圓同  
 七 萬圓同  
 十 萬圓同  
 十五 萬圓同  
 廿 萬圓同  
 卅 萬圓同  
 四十 萬圓同

二六(二四)

四〇(三六)  
 五五(四八)  
 七〇(六〇)  
 九〇(七五)  
 一一五(九五)  
 一四五(一二〇)  
 一八〇(一四五)  
 二二〇(一八〇)  
 二六〇(二一五)  
 三〇〇(二五〇)  
 三四〇(二八五)  
 三九〇(三二〇)

四〇(三六)

五五(四八)  
 七〇(六〇)  
 一〇〇(八五)  
 一三〇(一一〇)  
 一六〇(一三五)  
 一九〇(一六〇)  
 二二五(一八五)  
 二六五(二二〇)  
 三〇五(二五五)  
 三四五(二九〇)  
 三八五(三二五)  
 四三〇(三六〇)

五五(四八)

八五(七二)  
 一一五(九六)  
 一四五(一二〇)  
 一七五(一四五)  
 二〇五(一七〇)  
 二三五(一九五)  
 二六五(二二〇)  
 三〇〇(二五〇)  
 三四〇(二八五)  
 三八〇(三二〇)  
 四二〇(三五五)  
 四六五(三九〇)



	第一種	第二種	第三種
五十萬圓同	四四〇(三六〇)	四八〇(四〇〇)	五一〇(四三〇)
七十萬圓同	四九〇(四〇〇)	五三〇(四四〇)	五六〇(四七〇)
百 萬圓同	五四〇(四四〇)	五八〇(四八〇)	六一〇(五一〇)
二百萬圓同	五八〇(四九〇)	六二〇(五三〇)	六五〇(五六〇)
三百萬圓同	六〇〇(五四〇)	六四〇(五八〇)	六七〇(六一〇)
五百萬圓同	—(五九〇)	—(六三〇)	—(六六〇)

普通乗客

(一) 乗車船區間の料程一料又はその端數に付

- 一 二錢五厘
- 二 一錢二厘五毛
- 三 二厘五毛

但し乗車船區間の料程が千二百料を超ゆるときは千二百料として右の稅率を適用す。

(二) 區間制に依り運賃を定めたる線路に付ては

(イ) 乗車船區間卅料以下

- 一 五〇錢

- 二 等 二五錢
- 1 五〇錢、2 二五錢、3 五錢。【百廿料以下】 1 一圓五〇錢、2 七五錢、3 一五錢。【百六十料以下】 1 三圓、2 一圓五〇錢、3 三〇錢。【三百料以下】 1 五圓、2 二圓五〇錢、3 五〇錢。【五百料以下】 1 七圓、2 三圓五〇錢、3 七〇錢。【五百料超】 1 一〇圓、2 五圓、3 一圓。
- 回数乗客、定期乗客、團體乗客、貸切乗客(略)
- 急行乗客
  - 1 急行料金の 百分の六〇(三〇)
  - 2 急行料金の 百分の四〇(二〇)
  - 3 急行料金の 百分の二〇(一〇)
- 寢臺乗客
  - 1 寢臺料金の 百分の六〇(三〇)
  - 2 寢臺料金の 百分の四〇(二〇)
  - 3 寢臺料金の 百分の二〇(一〇)

登録稅

|| 主要なるもの ||

一、不動産に關する登記

贈與等に因る所有權の取得 不動産價格の 千分の五〇(四〇)



但し、神社、公益法人等に對する贈與 不動産價格の 千分の三〇(二三)

賣買等に因る所有權の取得 不動産價格の 千分の四〇(三〇)

地上權、永小作權又は賃借權の取得 不動産價格の 自千分の一五至千分の二六(自一至一〇)

登記の變更 不動産每一箇 五〇錢(二〇錢)

但し建物の床面積の増加に因る變更の登記 不動産價格の 千分の五(一箇二〇錢)

二、營利法人の登記

會社の設立 拂込株金額等の 千分の六(五)

會社資本の増加 増資拂込株金額等の 千分の六(五)

會社の第二回以後の株金拂込 毎回拂込株金額の 千分の六(五)

登記の變更 二〇圓(十圓)

三、辯護士名簿の登録

新規登録 五〇圓(二〇圓)

四、醫師等の登録

新規登録

醫師 五〇圓(二〇圓)

藥劑師 二五圓(一二圓)

獸醫師 二五圓(一二圓)

補遺

五、著作權の登録 裝蹄師 一〇圓(五圓)

相移 續轉 二圓(一圓)

相續以外の原因に因る移轉 一〇圓(五圓)

六、意匠權の登録

相移 續轉

相續以外の原因に因る移轉 二圓(一圓)

相續以外の原因に因る移轉 五圓(二圓)

七、商標權の登録

相移 續轉

相續以外の原因に因る移轉 二圓(一圓)

相續以外の原因に因る移轉 二〇圓(一〇圓)

臨時租稅措置法改正

臨時租稅措置法中預貯金、金融機關の所有する公社債の利子に對する課稅制度以外の主なる改正點は左の通りである。



一、会社が所得を留保して設備の擴張または國債等の買入れに充てた場合は、従來その運用金額中所得の二割を超ゆる部分の金額に對し百分の七・五（法人税の三割）に相當する法人税を輕減してゐたが、今回輕減範圍を擴張すると共に手續の簡捷化を圖るため、各事業年度の所得中運用した金額の三割を法人税の所得より控除することとした。

一、従來海外に於ける企業より生ずる所得に對し、法人に就ては法人税を百分の四、個人に就ては分類所得税を百分の二輕減してゐたが、その後海外事情の變化もあり、徵稅事務の簡素化等の見地より之を廢止し、尙之と共に所得税、法人税の重要物産の製造事業等に對する免税を大東亞共榮圈地域に於けるものにも等しく認むることとした。

報獎金留保は優遇

一、價格報獎制度に依り會社等が特別價格報獎金を受け之を留保したときは留保したる金額に就ては所得税、法人税、臨時利得税等を課税しないこととしたが、その額は全額の五割程度の見込みである。

一、法人が合併を爲す場合に於いて先づ被合併法人の株式を買取し、以て清算所得に對する法人税等を回避せんとする傾向あるに鑑み、斯る場合に於いては命令の定むる所に依り被合併法人に對し清算所得に對する法人税等を課すると共に、株式を賣却した株主に對しては所得税を課することとした。

一、生命保險會社の甲種の配當利子所得に就ては昭和十四年十二月卅一日以前より引續き所有する株式に對する利益、又は利息の配當に限り税率百分の十五を百分の十とした場合の差減額に相當する分類所得税を輕減してゐたが、税率の改正に伴ひ百分の十九を百分の十五とした場合に改めた。

一、新規拂込の配當に對しては税率百分の十五を百分の十三、百分の廿二を百分の廿とした場合の差減額に相當する甲種の配當利子所得に對する分類所得税を輕減することとしてゐるが、税率の改正に伴ひ百分の十九を百分の十六及び

百分の廿六を百分の廿三とした場合の差減額に改めた。

一、甲法人が乙法人となつた場合の稅法の適用を特別法人にも擴張する。

一、時局の要請による企業整備等の場合に於ける合併、解散した法人の清算所得に付ては左の税率によつて法人税を賦課する。

(一) 拂込資本金百萬圓以下の法人昭和十六年十一月一日以後昭和十八年十二月卅一日迄に合併又は解散したとき  
所得金額の百分の十五

昭和十九年一月一日以後昭和廿年三月卅一日迄に合併又は解散したとき 所得金額の百分の廿

(二) 拂込資本金百萬圓を超える法人昭和十七年一月一日以後昭和十八年十二月卅一日迄に合併又は解散したとき  
所得金額の百分の廿

昭和十九年一月一日以後昭和廿年三月卅一日迄に合併又は解散したとき 所得金額の百分の廿九

一、法人が企業整備等の場合に法人よりの配當に對する分類所得税の輕減を一年延長すると共に、税率の改正に伴ひ税率百分の十五を百分の十、百分の廿二を百分の十七とする場合の差減額に相當する輕減率を百分の十九を百分の十四及び百分の廿六を百分の卅一とする場合の差減額に改めた。

一、特別法人の剩餘金は昭和十九年一月一日以後昭和廿年三月卅一日迄に強制的に企業合同した場合は、税率百分の十九を百分の十四、百分の廿六を百分の卅一とした場合に於ける差減額に相當する甲種の配當利子所得に對する分類所得税を輕減する、又同様の場合に於ける清算剩餘金に就いては百分の十二・五の税率により特別法人税を賦課する。

一、その他企業整備等の場合に於ける所得税、營業税、法人税、登録税等の輕減、免除又は課稅標準の計算に關する特



例は昭和十八年十二月末限或は昭和十九年三月末限りとしてゐるが、企業整備の進捗状況等に顧み之を更に一年間延長することとした。

一、山林の増伐所得に對しては所得の十分の二に相當する金額を控除して課税してゐたが、これを十分の三に改めると共に所得の計算に關しては別に定める。

一、不動産を以て相続税の物納に充つる場合は、一時に譲渡利得を生ずるため多額の臨時利得税を課税せらるゝ等金錢で年賦延納する場合に比較して不利となるので、臨時利得税を軽減するため利得金額の三割を控除して課税することとした、又山林の立木を以て相続税の物納に充つる場合の山林の所得に付ても、同様の趣旨に於いて所得税を軽減するため、所得金額の三割を控除して課税することとした。

間接税

現行

改正案税率

酒 税 (單位石、數字は等級)

一、清 酒

造石税 四十五圓

庫出税

遺 補

- 1 四百七十圓
- 2 二百九十五圓
- 3 百六十五圓

(廢止)

酒 税 (庫出税)

- 1 九百九十五圓
- 2 六百廿圓
- 3 三百四十圓

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特

配酒) は百十圓軽減

- 4 百五十五圓

二、合 成 清 酒

造石税 四十八圓

庫出税

- 1 二百圓
- 2 百六十圓

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特

配酒) は百五圓を軽減

三、濁 酒

造石税 四十五圓

庫出税 七十五圓

四、白 酒

造石税 四十五圓

庫出税 二百五十五圓

五、味 淋

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特

配酒) は百廿五圓軽減

(廢止)

(廢止)

酒 税 (庫出税)

- 1 四百四十五圓
- 2 三百十圓

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特

酒配) は百廿圓を軽減

(廢止)

(廢止)

酒 税 (庫出税)

二百圓

(廢止)

酒 税 (庫出税)

六百圓



造石税 四十五圓  
庫出税

1 三百八十五圓

2 二百十五圓

六、燒酎 (精酒分四十五度を超えざるもの)

甲 連続式蒸餾機に依り製造したるもの

造石税 四十八圓

庫出税 百五十五圓

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特

配酒) は百圓を輕減す

乙 其他のもの

造石税 四十五圓

庫出税 百五十五圓

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特

配酒) は百圓を輕減す

七、麥酒

遺 造石税

(廢止)

酒税 (庫出税)

四百廿五圓

命令を以て定むる味淋は一石に付四百廿五圓を加算す

(廢止)

酒税 (庫出税)

三百四十圓

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特

配酒) は百圓を輕減

(廢止)

酒税 (庫出税)

三百四十圓

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特

配酒) は百圓を輕減

一 昭和十九年度増徴表

庫出税 百七十七圓八十錢

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特配酒) は九十圓輕減す

八、果實酒

造石税

庫出税

1 三百圓

外に販賣價格の百分の五十を加算す

2 二百圓

3 百五十圓

九、雜酒

造石税 五十圓

庫出税

1 五百七十圓

外に販賣價格の百分の百を加算す

2 四百七十圓

外に販賣價格の百分の五十を加算す

酒税 (庫出税) 二百八十圓

大藏大臣の定むる用途に充つるもの (價格特配酒) は九十七圓輕減

酒税 (庫出税)

1 四百十圓

外に販賣價格の百分の百を加算す

2 三百圓

3 二百五十圓

(廢止)

酒税 (庫出税)

1 千圓

外に販賣價格の百分の三百を加算す

2 六百圓

外に販賣價格の百分の百を加算す



3 三百五十圓  
4 二百五十圓

3 六百圓  
4 四百圓

酒精分五〇度以下のもの(除麥酒)にして一定度  
數を超過するものに付ては超過酒精分一度毎に一  
定金額を加算す  
酒精分五〇度を超過するものは一石に付酒精分一度  
毎に卅六圓

清涼飲料税(單位石)

- 一 種 玉ラムネ壘詰廿圓
- 二 種 其他の壘詰六十五圓
- 三 種 壘詰以外炭酸瓦斯

七十圓  
百六十圓

炭酸瓦斯使用量  
一 瓶 五十圓

砂糖消費税(單位百斤)

- 一、砂 糖
- 二、砂 糖

第一種 分蜜せざる砂糖

甲 樽入黒糖及び樽入白下糖  
乙 其 他

第二種 其他砂糖

六圓七十錢  
九圓  
八圓七十錢  
十一圓

甲 蔗糖の重量全重量の百分の八十六を越えざるもの 十圓 十二圓  
乙 其 他 十四圓五十錢 十七圓五十錢  
第三種 米砂糖、角砂糖、棒砂糖  
甲 米 砂 糖 十八圓 廿二圓  
乙 其 他 十九圓 廿三圓

課税済第二種乙の砂糖を以て製造したるものに付ては  
米 砂 糖 二圓九十錢 米 砂 糖 三圓八十錢  
其 他 四圓五十錢 其 他 五圓五十錢

課税済第二種乙の砂糖を以て製造したるものに付ては  
米 砂 糖 三圓八十錢  
其 他 五圓五十錢

二、糖 蜜

第一種 米砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

第二種 其他の糖蜜

三、糖 水

特別消費税

一、砂 糖

第一種

第二種及び第三種

十圓 五圓 十圓 廿圓  
十二圓五十錢 十二圓  
六圓 七圓  
十二圓五十錢 十五圓